

ドイツ三月革命をどう捉えるか

——「ブルジョア革命」論をめぐる若干の考察——

山井 敏 章

目 次

はじめに

I. フランス革命について：遅塚忠躬氏の所説を中心に

II. ドイツ三月革命について

1. 三月革命期における「社会的抗議」

2. 三月革命期における保守主義結社

おわりに

は じ め に

かつてブルジョア革命の典型とされたフランス革命について、そのような理解の根本的見直しが進められてきたことはよく知られている。封建貴族とブルジョアジーの階級闘争に革命の根本的原因を見、革命を、封建制から資本主義への移行の決定的画期と見なす「ブルジョア革命」論に対して、1950年代半ば以後現れたいわゆる「修正主義派」は次のような批判を加えた。すなわち、革命前のフランスでは、貴族とブルジョアジーの社会的混交によって新しい社会階級＝「エリート」が形成されており、彼らの富の基本形態は、資本主義的投資よりもむしろ土地・官職の所有という非資本主義的投資にあった。革命はブルジョアジーの支配を確立したのではなく、基本的に土地所有に基礎をおくこれらエリートの支配を強化したのであり、したがって革命前後を貫くエリート支配の一貫性を確認しうる。また、革命を資本主義への移行の画期とすることも疑問であり、むしろ革命の混乱はフランスにおける資本主義の発展を遅らせさせた。さらに近年の研究は、革命の社会的・経済的な原因・結果の追求を第一義の課題とし、いわば政治を社会的基盤に還元する傾向をもつ旧来のマルクス主義的研究手法に対し、独自の領域としての政治・文化に注目する新たな展開を示している。¹⁾

それでは、しばしば「挫折したブルジョア革命」と呼ばれてきた1848/49年のドイツ三月革命²⁾についてはどうか。まず、わが国の研究史を簡単に振り返っておこう。

1974年に上梓された柳澤治氏の著作は、現在に至るまでわが国における三月革命研究の基準的地位を占めつづけている。ここで柳澤氏は、1848/49年にヨーロッパ各国で発生した革命運動を、フランス革命（あるいはさらにイギリス市民革命）を起点とするブルジョア的変革運動の最終段階を成すものと捉える。ただし氏によれば、この間に進行した資本主義の飛躍的發展は、ブルジョ

アの変革運動に内在する諸矛盾，とりわけブルジョアジーとプロレタリア・下層小生産者の対立の深刻化をもたらしており，この両者の関係が，当初の結合からやがて対立へと転じたことこそが，革命挫折の決定的原因となったのである。すなわち，「旧体制の打倒という点に関して共通の基盤に立っていた革命諸勢力のうち、『国民議会』の主導的勢力＝『市民的中間層』（産業資本家，小ブルジョアジー）は，この段階 [1848年7～11月…山井] において、『社会革命』——絶対主義的領邦体制の社会的経済的構造の変革——をめざす民衆——農民，手工業者，雇職人・労働者——の変革運動を支持し，かかる変革を実現するどころか，逆にこれらと対立し，その運動を抑圧し，それによって結果的には、『国民議会』成立の社会的基盤を自ら解体させたばかりか，反革命の擡頭を容認したのである³⁾。

このような理解の上で柳澤氏は，「市民」（ブルジョア，小ブルジョア）の政治的思想的運動に焦点をしばってきたそれまでの三月革命研究を批判しつつ，ブルジョアジーのみならず，それとは独自の自律的な運動として，農民，手工業者，雇職人・労働者の社会的運動を検討した。三月革命を「諸階級，諸社会層の対立・抗争過程⁴⁾」として捉えようとする柳澤氏の方法は，よく知られたG.ルフェーブルの「複合革命論⁵⁾」に呼応し，また後に紹介する近年のドイツの諸研究にもつながるすぐれた着想と言えよう。ただしこの点を認めた上で，ここでは，氏の革命理解が「ブルジョア革命」論の枠内のものであり，冒頭に紹介したフランス革命をめぐる深刻な論争をくぐったものではないこと，また，諸階級・諸社会層の対立が，氏の場合，結局「市民革命」と「労働者革命」，ブルジョア革命とプロレタリア革命というマルクス主義的革命的論の枠内に集約されていることを指摘しておこう⁶⁾。

柳澤氏以後の諸研究⁷⁾のうち，とくに注目されるのは良知氏の「向う岸」から見た革命像であろう。1848年のウィーン革命について，良知氏はこれを「自覚的なブルジョア革命であると共に，すでに『意識されざるプロレタリア革命』でもあった」と言う。ただしこの場合の「プロレタリア」は，当時の実態からすれば，近代的な工場労働者の階級とは異質なルンペン・プロレタリアート，流民ないし棄民的下層民であった。「住むに家なく，最低賃金を得るための職もなく，パンも買えず，果実を主食に餓えをしのいだ彼ら」こそが革命の担い手であり，ウィーン革命の敗北を決定づけた10月の市街戦で反革命軍の銃弾の犠牲となったのも，主としてこれらプロレタリアであった。しかも良知氏によれば，このプロレタリアのかなりの部分はスラブ系であり，一方，彼らに銃弾を放った反革命軍側の戦死者の大多数もまた，宮廷に雇われたクロアチア人ないしスラブ系の兵士だったのである⁸⁾。

こうして良知氏は，ヨーロッパ的近代＝文明の進歩という「世界史」の外におかれた「プロレタリア」（棄民），「歴史なき民」（スラブ系の諸民族）に目を注ぐことにより，革命研究の視野を格段に押し広げた。民族問題についてさらに言えば，たとえばオーストリア軍の一部として革命ハンガリーを攻め，ウィーンを包囲したクロアチア人は，ハンガリー内部では被抑圧民族の地位におかれ，ここで彼らは民族自立の闘いを展開していた。民族闘争の契機はこのように限りなく重層化し，しかもそれが貧農・プロレタリアの闘いと重なりあうことによって，「民族闘争は，1848年のブルジョア民主主義革命としての性格を内部的に突きくずし，変質させ，止揚していくのである⁹⁾」。

良知氏によって先鞭をつけられたプロレタリアートの実態分析，「社会史」的分析は，川越修

氏によるベルリンの革命研究に受け継がれた。ベルリンという都市空間を対象にして、そこに住む住民各層(市民, 手工業者, 労働者)の日常生活にまで踏み込んだ分析を行いつつ, 川越氏は, これら諸層が織りなす革命下の相互関係の見取り図を描き出す。そこではまず「市民」と「労働者」, 有産者と無産者の対立が明らかにされるが, しかしこの両者とてもそれぞれ一枚岩であったわけではない。たとえば市民自治の一つの表れとも言う市民軍について見れば, これを支えたのは中小の商工業者と小手工業者を中心とする下層市民層であり, 上層市民層はほとんど加わっていない。一方, 市民軍から排除された労働者の内部でも, 彼ら独自の組織を形成し, しかも同時に「市民社会」への同化をはかる熟練の職人労働者と, さらに一段下層の「プロレタリア」の間には——都市下層民としてのゆるい一体性と並んで——おおいがたい断絶が存在した。¹⁰⁾

以上のような分析をふまえつつ, 川越氏がとくに注目するのは, 革命以前のいわゆる「三月前期」における大衆貧困(「パウペリスムス」)の顕在化, そしてこれに対処すべき旧来の救貧行政の機能不全やコレラ流行のパニックのなかで, 都市秩序の新たな制御者, 都市近代化事業の直接の推進者として, 国家が明確に姿を現してきたことである。この意味で1848/49年の革命は, その挫折によって以後のドイツに「前近代性」を刻印する「挫折したブルジョア革命」ではなく, むしろ「社会国家」の形成, 近代社会形成への重要な一歩を記すものだったのである。¹¹⁾

ヨーロッパ諸国における1848年の革命が, 「工業化社会における秩序のあり方の問題を提起するとともに, その維持のための国家装置の拡充・整備をうながした」¹²⁾という認識は, 近年の革命研究の一つの流れを示すものと言えよう。何よりも日本社会に内在する「前近代性」の克服を課題とした「戦後歴史学」に対し, 「近代」それ自体を深刻な問題として意識せざるをえない今日のわれわれにとり, このような視角の転換は, 確かに十分な理由をもっている。しかし, この点を認めたくえでなお, 満たされない思いを抱くのは私だけだろうか。「挫折したブルジョア革命」でなく, と視点が移されたとき, かつての「ブルジョア革命」論はいわば回避され, 置き去りにされたのではないか。新たな革命像を提示するとして, そのなかで「ブルジョア革命」がどう位置づけられるのか, 私には見えてこない。あるいはまた, 階級論に還元されえない社会諸層の実態, そして民族問題など, 多様な現実が次々と明らかになるなかで, 革命の全体像はいよいよ見通しがたくなっているように思われる。¹³⁾

一方, ドイツ本国における研究状況はどうか。

1991年に発表された三月革命研究についての長大なサーベイ論文¹⁴⁾のなかで, D. ランゲヴィーシェは, 「ブルジョア革命」論について短い考察を加えている。そこで彼は, 「ブルジョア革命」(bürgerliche Revolution. 以下の意味内容では「市民革命」と訳す方が正確だろう)¹⁵⁾という概念には通常二つの意味が込められていると言う。すなわち, 1. 革命運動の基本的性格が, 主として市民によって決定されていること。つまり市民的社會層がそこで多数を占め, あるいは革命運動の推移と目標を決定したこと。2. 革命が, 身分制社会に代わる「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)の実現をめざすものであったこと。こう捉えた上で彼は, 1848/49年革命の全体をこのような意味での「ブルジョア(市民)革命」としては理解することができないことを, 近年の研究はますます明らかにしていると言う。

それでは革命の全体は, はたしてどのように捉えうるのか。その方法としてランゲヴィーシェが提起するのは, 1848/49年の革命が, 「制度化された革命」(institutionalisierte Revolution)と「自

然発生的革命」(spontane Revolution) という二つの異なる次元の運動から成っていた、という見取り図である。このうち市民的社会層が支配的だったのは、議会ならびに議会外の諸組織を中心とする前者のみであり、一方、恒常的組織をもたない後者の場合、市民層は主導権すら握ることができなかった。革命の目標を見ても、「制度化された革命」のライトモチーフを成す「市民社会」の理想は、「自然発生的革命」、すなわち諸種の社会的抗議 (sozialer Protest) に加わる民衆によっては共有されていない。国家の民主化やドイツ統一など、「制度化された革命」の中心を成す問題は、彼らの理解の外にあった。むしろそこに見られるのは、反資本主義的な、ただし組織された労働者運動とも異なって近代的とはいえない「現在」批判である。彼らは過去、あるいは彼らが過去と考えたもののうちに未来を求めていた。¹⁶⁾

本稿は、今その一端にのみふれたドイツの研究動向をふまえつつ、ドイツ三月革命の全体をどう捉えうるかについて若干の考察を行おうとするものである。その際、「挫折したブルジョア革命」という理解、あるいは「ブルジョア革命」論一般をどう考えるかという問題が避けて通れない課題であることは、これまでの叙述から明らかであろう。そこで以下ではまず、フランス革命をめぐる展開されてきた「ブルジョア革命」論について私なりの整理を行い、その上で、ドイツにおける近年の研究を二、三紹介しつつ、ドイツ三月革命の歴史的な性格を考えることとしたい。

- 1) フランス革命研究の動向については、以下の文献を参照：松浦義弘「フランス革命史学の新展開」『土地制度史学』130 (1991), 51-61頁；M. ヴォヴェル「フランス革命史の現状」『土地制度史学』117 (1987), 58-68頁；同「革命200周年と歴史学」『思想』789 (1990), 16-28頁；柴田三千雄「フランス革命研究の新天地」『思想』789 (1990), 6-15頁；同「近代世界と民衆運動」岩波書店, 1983年, 238-242頁；同『フランス革命』岩波書店, 1989年, 34-38頁。
- 2) 「三月革命」という呼び名は、それが1848年3月の事件、およびこれを起点として展開した国民議会を中心とする動向にのみ集中し、革命がより多面的なものとして展開したという事実を表現するのにふさわしくないという理由で、現在ではあまり使われなくなっている。ただし本稿では便宜上、1848/49年の革命（後に見るように、このような時期設定に対しても、現在では疑問が呈されている）という表現ともに、この通称も使っておく。
- 3) 柳澤治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店, 1974年, vii-xiii, 123-130頁（引用は130頁）。
- 4) 同上, xiii 頁。
- 5) G. ルフェーブル『1789年——フランス革命序論』岩波書店, 1975年。
- 6) 柳澤, 前掲書, x 頁。氏は、三月革命の変革運動を以下の二つの系列から成るものと捉えている。すなわち、1. 都市「市民中間層」による立憲制樹立をめざす運動（「法律革命」）、2. 社会的経済的変革をめざす農民、手工業者、労働者らの大衆運動ないし民衆運動（「社会革命」）。このうち後者は「農民蜂起」（「農民革命」）、「手工業者及び労働者の団結」、それと結びつく「共産主義者」、「社会革命主義者」から成ると言われる。本稿のとくにⅡ以降の論述は、ここで言われるような「民衆運動」が、実は現実のそれのごく一部でしかないことを明らかにするはずである。
- 7) さしあたり、西川正雄編『ドイツ史研究入門』東京大学出版会, 1984年, 70頁以下を参照。
- 8) 良知力『向う岸からの世界史』未来社, 1978年, 47, 132-133, 229, 233-236, 241-246, 249頁；同「マルクス=エンゲルスにおける48年革命論の基礎構造」同編『共同研究』1848年革命』大月書店, 1979年, 59-60頁。
- 9) 良知『向う岸』, 75, 261頁。ハンガリーの革命とスラヴ諸民族について、南塚信吾「ハンガリーにおける48年革命」良知編, 前掲書, 266-303頁（とくに289-290頁）を参照。オーストリアを三月革命研究のうちに本格的にとりこんだことも、良知氏の重要な貢献と見なされよう。あるいは、多民族国家オーストリアへの注目によってこそ、良知氏の独自の研究が可能になったとも言えるかもしれない。

- オーストリアの革命については、佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究』多賀出版、1992年をも参照。
- 10) 川越修『ベルリン 王都の近代』ミネルヴァ書房、1988年、23, 53, 77, 87-88, 90-92, 125-126, 167-169, 172-174, 180, 182頁。さらに、当時における「市民社会」の身分的閉鎖性・排他性を論じたすぐれた研究として、藤田幸一郎『都市と市民社会』青木書店、1988年。また、労働者内部の身分的断絶について、拙著『ドイツ初期労働者運動史研究』未来社、1993年、序章。
- 11) 川越、前掲書、1-6, 227-236頁。なお、川越氏の著書について、私は以前論評を行ったことがある。「書評：川越修著『ベルリン 王都の近代』」『土地制度史学』126(1990)、74-75頁。
- 12) 坂上孝「1848年をどうとらえるか」同編『1848 国家装置と民衆』ミネルヴァ書房、1985年、16頁。なおこの書物には川越氏も論稿を寄せ、それは氏の著書の一部に加筆のうえ収められている。
- 13) 良知氏の研究を引き継ぎ、1848年のウィーン革命をとくに民衆の生活・行動に視座をすえて検討した増谷英樹氏は、「ブルジョア革命」の文脈で理解しうる「近代」とは別個の、むしろそれとは対立する「民衆の近代」が存在すること、そして、このような複数の「近代」を内包するものとしてヨーロッパの近代を捉え返すべきことを主張している。氏自身はそこで、革命の全体像についての理論的見取り図を描いているわけではないが、このような視角は、本稿で検討するような、それぞれ独自の論理をもって展開する複数のレベルの運動の複合体として革命を捉えようとする方法につながるものと思われる。増谷英樹『ピラの中の革命』東京大学出版会、1987年、246頁以下。
- 14) D. Langewiesche, Die deutsche Revolution von 1848/49 und die vorrevolutionäre Gesellschaft : Forschungsstand und Forschungsperspektiven, Teil II, in : Archiv für Sozialgeschichte 31 (1991), S. 331-443. 本稿は、以下で直接言及する以外にも、この論文から多くの示唆を得ている。
- 15) ドイツにおける“Bürgertum”(市民層)が「ブルジョアジー」と等置しえないものであることは、J. コッカを主導者とする近年の一連の研究が明らかにしている。これによれば、「経済ないし所有市民層」(Wirtschafts- oder Besitzbürgertum) = ブルジョアジーと「教養市民層」(Bildungsbürgertum)の二つが19世紀における Bürgertum の中核を成し、さらに中小の自営業者(旧中間層)および職員(新中間層)がその周辺に位置する。注意すべきは、これら Bürgertum を構成する諸階層が単一の「階級」には属さず(「階級」規定の重要な一要素である生産手段の所有について見れば、これを有するブルジョアジーと、必ずしもこれを持つとは限らない教養市民層のいずれもが Bürgertum に含まれる)、また教育や所得・社会的出自においても多様な層を含んでいたことである。コッカによれば、独自の社会層としての Bürgertum の存在を規定するのは、敵対者(「上」= 貴族・教会権力。「下」= 労働者・プロレタリアートから、ときには下層中間層までを含む下層民)および文化・生活様式(自治・自由・勤勉などのモラル、教育の重視、芸術の尊重、愛情によって結ばれる私的領域としての家族、独自の礼儀作法・服装など)の共通性である。J. Kocka, Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklung und deutsche Eigenarten, in : Ders. (Hg.), Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich, Bd. 1, München 1988, S. 12f., 20-33. Bürgertum がこのようなものであったとすれば、少なくともランゲヴィーシェの規定に従う場合、“bürgerliche Revolution”を「ブルジョア革命」と訳すことは不正確であろう。
- なお上の論文でコッカは、欧米諸国の Bürgertum について、以下のような興味深い国際比較の見取り図を提示している。すなわち、貴族の伝統が弱く、あるいはまったく欠如していたところ(スイス、合州国など)、封建制の解体・農業の商業化が早期に進んだ結果、貴族と市民、都市と農村の相違が早くから失われていったところ(イギリス、スウェーデンなど)では、独自の階層としての市民層の形成はあまり進まなかった。これとは逆に、都市と農村の区別が明確で、中世以来の都市ならびに都市市民の伝統、貴族的・封建的伝統が根強く残存するとともに、同時に啓蒙思想の影響を強く受け、さらに民族的・宗教的同質性が強いところ、つまりドイツ・中欧においてこそ市民層の形成は明確であった。したがって、ドイツにおける「市民性の不足」(Defizit an Bürgerlichkeit)というかつ

ての通説は支持しえない。ただしドイツ（およびオーストリア）の市民層については、他の西ヨーロッパ諸国に比して国家・官僚制への志向・依存傾向が強く認められる。また、ドイツにおける市民層の明確な存在は、それが社会全体に大きな影響力・統合力を持ったことを意味するものではない。たとえば、ドイツの自由主義が市民層以外の社会層（たとえば労働者）を容易に包摂しえなかったように、市民層が独自の階層として存在したという事実は、実はその社会的統合力が限られていたことの反面でもあったのである。Edb., S. 25, 29, 33, 68-76.

16) Langewiesche, S. 442f.

I. フランス革命について：遅塚忠躬氏の所説を中心に

周知の通り G. ルフェーブルは、フランス革命は単一の革命ではなく、「貴族の革命」、「ブルジョアの革命」、「都市民衆の革命」、「農民の革命」というそれぞれ固有の自律性をもった四つの革命の複合体である、と主張した。遅塚忠躬氏は——わが国におけるフランス革命研究を代表する一人として氏の名前をあげることに、おおかたの異存はあるまい——このルフェーブルの議論を引き継ぎつつ、ただし「都市民衆の革命」と「農民の革命」については、利害・要求・歴史的性情を等しくする一体のものと理解したうえで¹⁾、フランス革命が、「貴族」、「ブルジョア」、「民衆と農民」という三つの革命の複合体として展開したという見解を示している。以下、遅塚氏のこの「複合革命論」を検討することから議論を始めよう。

遅塚氏によれば、まず「貴族の革命」は、1787年に反王権運動として始まった。ただし、全国三部会の開催方式をめぐる貴族と第三身分の対立が表面化すると、貴族内部に分裂が生じる。貴族の多くは反革命の側に立ったが、一部の開明的・自由主義的貴族は自ら特権を放棄して近代的地主に転じ、ブルジョアジーと妥協する姿勢を示した。こうして「貴族の革命」の一部は「ブルジョアの革命」と重なる。一方、「民衆と農民の革命」についても、そこにはアンシャン・レジームの徹底的廃棄をめざす反封建という側面と、自らの没落を招く資本主義の発展を阻止しようとする反（前）資本主義の側面という二面が含まれていた。このうち前者において、「民衆と農民の革命」は「ブルジョアの革命」と重なりあう。

このような三つの革命の複合のなかで、革命の当初からブルジョアジーは、自由主義的貴族と結ぶ妥協的改革の路線をとるか、それとも民衆・農民と同盟を組んで徹底的革命の路線をとるか、重要な決断を迫られていた。まず1789年から91年にかけて、ブルジョアジーが選んだのは前者である。都市民衆や農民の蜂起に脅威を覚えたブルジョアジーは、自由主義的貴族との同盟の上に立つ「91年体制」を樹立した。しかしこの年の秋以降、内外の反革命勢力が力を増すにつれ、革命防衛のために民衆や農民と団結し、国民的結集をはかることが必要であるとの考えが、ブルジョアジーの間に現れてきた。ただしそのためには、従来の妥協路線から徹底路線への転換が必要である。ブルジョアジー内部のこの二つの路線の対立は、国民公会内部ではジロンド派と山岳派の対立という形で表面化した。そして93年春、戦局の悪化と反革命内乱の深刻化という事態のなかで、ジロンド派の追放、山岳派独裁の成立というかたちで徹底路線への切り換えがなされたのである。ただしこの新体制においても、ブルジョアジーの利害と民衆・農民の反（前）資本主義的要求との調整という難題が解決されたわけではない。1794年のテルミドールにおけるロバスピ

エールの失脚は、この両者の同盟の解消を意味するものであった。以後、都市民衆・農民の反(前)資本主義的要求は完全に切り捨てられる。

革命の流れをこのように整理したのち、遅塚氏は、ロベスピエール失脚後の体制が、91年の妥協路線(有産者寡頭支配)への単なる復帰ではなかったと主張する。革命の第二期に旧体制が一掃され、さらに「テルミドールの反動」によって民衆・農民の反資本主義的要求が切り捨てられたのち、いわば妥協路線と徹底路線の中間点で、ブルジョアジーの利害を排他的に実現する体制が成立したのである。したがってフランス革命は、「その最後の到達点においてブルジョワジーの利害だけに沿って資本主義の発展に適合した社会を実現したがゆえに、その結果において一つのブルジョワ革命たりえたのである」(強調引用者)²⁾。

こうして遅塚氏は、「ブルジョア革命」論を維持する。そしてその根拠は、領主制の無償廃棄や経済的自由主義(私的独占・私的団結の禁止)の実現など、革命が「その帰結において資本主義の生産様式に適合的な社会をもたらした」ことに求められる³⁾。

もとより、本稿の冒頭でふれた「修正主義派」による「ブルジョア革命」論批判を、——残念ながらこれと正面から対峙する議論を、氏は直接には展開していないのだが⁴⁾——遅塚氏が無視しているわけではない。たとえば産業発展の立ち遅れの結果、当時のブルジョアジーがなお未成熟であったこと、あるいは彼らが土地への投資を通じて地主や領主に転化し、また、売官制や徴税請負などを通じて旧体制に取り込まれていったこと、これらの事実は遅塚氏も確認するところである。むしろ、「体制内化したブルジョワジーは、自主的に独力で革命を担いうるような、いわば an und für sich な階級にはなっていなかった」というのは、遅塚氏のとくに強調する点でさえある⁵⁾。

ただし氏によれば、フランス革命がブルジョア革命であるということは、『革命的』ブルジョワジーの存否とはさしあたり無関係である⁶⁾。むしろ、階級としてのブルジョアジーが弱体であったという事実こそが、「民衆と農民の革命」によって、あるいはその圧力によってブルジョア革命の課題が果たされるという、フランス革命の特質の重要な要因となった。あるいは「民衆と農民の革命」を構成要素とすることによって、それは民主主義革命としてきわめて徹底したものとなり、「政治的デモクラシー」にとどまらない「社会的デモクラシー」、社会的平等への志向を強く示すものとなったのである⁷⁾。

こうして、革命の担い手としてのブルジョアジーの存否に関わる「修正主義派」の疑問は一蹴され、いま一度くり返せば、「フランス革命は、それがブルジョワジーによってなされたという意味においてではなく、それが、アンシャン・レジームの身分階層序列的な社会の代わりに、ブルジョワジーの支配する新しいタイプの社会を樹立したという意味において、一つのブルジョワ革命であった」と言われるのである⁸⁾。

しかし、本稿の冒頭でもふれたとおり、革命が「新しいタイプの社会を樹立した」という点についても、「修正主義派」は疑問を投げかけていた。すなわち彼らによれば、革命の主要な結果は資本主義ではなく、むしろそれは、基本的に土地所有に基礎をおくエリート支配の強化をもたらしたのであり、さらにはフランスにおける資本主義の発展を遅らせさせたのである。封建制から資本主義への移行を画するものと革命を位置づけるマルクス主義的「ブルジョア革命」論に対して、彼らはむしろ革命前後のフランス社会の連続性を強調する⁹⁾。

「連続性」の問題は、ただし遅塚氏もこれまた十分意識するところである。たとえば、16世紀から20世紀初めにまで至る膨大な農民の小土地所有の存在。大革命にもかかわらず、フランスでこのような土地制度上の連続性が見られるのはなぜか。この問いは、遅塚氏のフランス革命研究のいわばライト・モチーフを成す問題であり、それがやがて、氏独自の比較革命研究の構想を生み出す鍵ともなる。¹⁰⁾

ウォラーステインの世界システム論にヒントを得、17世紀のイギリス革命から20世紀のロシア革命までを射程に入れたこの構想それ自体については、今はおく。ここではそのなかの一つの論点、すなわちアンシャン・レジーム下のフランスが、イギリスを中核とする世界システム内部で相対的後進国の地位におかれ、このことがフランス革命に独自の特徴を与えることになったのだ、という氏の主張にのみふれておこう。

氏によれば、このような相対的後進性の結果、フランス社会はまず第一に、身分制的秩序の上に築かれた国家権力の肥大化という特徴を持つことになった。16～17世紀以降、世界市場をめぐる激烈な国際商業戦のなかで、なお弱体な国民経済しか持たないフランスは、国家権力による強力な統制とリーダーシップの下でのみ、オランダやイギリスに対抗することができた。ただし絶対王政下の国家主導主義は、身分制秩序の再編成、諸社団（諸身分、ギルド、都市・農村の共同体などの中間団体）への特権賦与という形をとらざるをえず、このためフランス革命では、身分的・地域的諸特権を廃して国家権力を一元化するという課題が、とりわけ鮮明に現れることになる。

フランスの相対的後進性から生じる第二の特徴として氏があげるのは、階級としてのブルジョアジーの弱体であるが、これについてはすでに論じた。

第三に、小生産者とくに零細農民の広範な滞留という先にふれた現象が、相対的後進性に由来するフランス社会の特徴とされる。すなわちフランスでは、特定の輸出向け産業部門に保護育成が集中した結果、その反面として、それ以外の内需向け消費財生産部門ではマンユファクチャーの発展が低位であり、とくに農業の停滞が著しかった。さらにイギリスによる海外市場の独占にもより、フランスでは小生産者層の分解を徹底させるだけの産業発展が見られなかった。こうして都市には小手工業者が残存し、とくに農村では、農業から離脱しえない零細農民の大群が不断に再生産されることになったのである。「民衆と農民」が革命の重要な構成要素として現れるという事態も、実はこのような状況を背後にもっていた。¹¹⁾

「相対的後進性」に関する遅塚氏の議論は、われわれがドイツ三月革命を考えるうえでもきわめて示唆的であるが¹²⁾、これについては本稿の最後にふれることにして、ここではふたたび「修正主義派」の問題提起に帰りたい。

これまでの議論で明らかのように、革命期のフランスにおけるブルジョアジーが弱体であり、旧体制との癒着ないし融合が進んでいたという認識について、遅塚氏と「修正主義派」のあいだに顕著な差は認められない。問題は、革命の結果に対する評価である。遅塚氏がフランス革命を、「その帰結において資本主義的生産様式に適合的な社会をもたらした」という理由で「ブルジョア革命」とするのに対し、「修正主義派」にとってこの革命は、フランスにおける資本主義発展の画期を成すものではまったくなく、むしろこれによって資本主義の発展が阻害されたとさえ言われる。ブルジョアジーの実態についての認識を同じくしながら、その動向を革命の推移の中心にすえて見るか（貴族ならびに民衆・農民との同盟に関する遅塚氏の分析を想起せよ）、あるいはそのよ

うな見方を否定するのか、この相違をもたらす決定的な要因が、革命の「結果」についての判断のずれにあるように思われる。

革命の結果についての「修正主義派」の疑問に対して、遅塚氏が用意する答えはまさに上の「相対的後進性」論と結びつく。すなわち革命は、確かに資本主義の発展に適合的な制度条件を産みだしたのであるが、にもかかわらずフランス経済が停滞的でありつづけたのは、何よりもこの国が、革命後もなお相対的後進国の地位を脱しえなかったことによる。たとえば大量の小農民の存続は、イギリス優位の世界システムの下で工業が伸び悩み、この結果、農業から離脱しえない小農層が不断に再生産されたことによる。また、強力な国家主導主義・中央集権制というフランス社会の特徴も、最先進国に対抗するためには国家の強力なリーダーシップが不可欠だったという、革命以前と同じ国際的要因に規定されるものだったのである。¹³⁾

もっとも、これによって議論に決着がついたわけではない。フランス経済に対する革命の影響は、現在に至るまで革命研究の重要な争点の一つを成している。すでに1960年代半ば以来、A. ソブールらマルクス主義的革命史家と M. レヴィ＝ルボワイエら反マルクス主義的経済史家とのあいだで、この問題についての激しい論戦が関わされている。封建領主制とギルド独占の廃止、国内市場の統一などによって、大革命はフランス経済の発展に新たな道を開き、フランスにおける「封建制から資本主義への移行」の決定的一段階を画したとする前者に対し、後者は、旧体制下ですでに進行していたフランス経済の成長が革命と戦争によって中断され、この結果、イギリスに対するフランスの立ち遅れが決定的になったという「フランス革命＝国民的カタストロフ」説を提示したのである。¹⁴⁾

この問題についての最近の研究動向を紹介した服部春彦氏は、革命が短期的に経済発展を阻害したことは事実としても、長期的にはその影響を否定的にのみ評価することはできず、したがって「国民的カタストロフ説」は少なくともそのままでは支持しがたい、と述べている。さらに氏によれば、革命や戦争の経済的影響は部門・地域によって一様ではなく、そのそれぞれについての評価も、専門家のあいだでなお分かれているのである。

たとえば遅塚氏がとくに重視する土地制度について、ある研究者は次のように指摘している。すなわち、確かに革命議会は農民を封建的諸負担から解放し、国有財産の売却＝土地再分配によって彼らの所有地を拡大した。しかし、前近代的な大土地所有の分割による中農層の拡大や、農村共同体の伝統的諸権利の廃止など、農業の近代化に必要な措置は十分には講じられなかった。さらに別の論者によれば、そもそも革命期の土地改革はかなり保守的な性格のものであり、国有財産の売却といえども全所有地の10%程度を移動させたにすぎず、しかもそのうち農民の手に入ったのは半分以下であった。むしろ革命の本質的結果は、すでに旧体制下で成立していた農民的の小土地所有＝小経営の体制を、以後1世紀半にわたって固定した点にある。革命期の諸改革の画期性に対しては、こうしてさまざまな疑問が向けられているのである。¹⁵⁾

遅塚氏による「相対的後進性」の議論は、以上のような最近の研究と矛盾するものではないかもしれない。しかし、フランス革命の歴史的位置を外部的諸条件と内部的諸条件の双方を絡みあわせつつ論じる、という遅塚氏自身の掲げる課題にとって、残された作業はなお多いと言わねばなるまい。「その帰結において資本主義的生産様式に適合的な社会をもたらした」ことによって、フランス革命を「ブルジョア革命」と規定しうるかどうか、われわれはなお判断を保留せざるを

えない。

フランス革命が「ブルジョア革命」であったか否か、上のような議論の道筋のなかで、結局私はこの問題に対する回答を留保することになったわけであるが、その上で、以下三点にわたり問題提起を行ってみたい。

まず第一点目は、「ブルジョア革命」の概念規定についてである。本稿の「はじめに」で紹介したように、ランゲヴィーシェは、1. 市民的社会層が革命の担い手の多数を成し、あるいは革命の推移と目標を決定したこと（「主体」）、2. 革命が、身分制社会に代わる「市民社会」（bürgerliche Gesellschaft）の実現をめざすものであったこと（「目標」）、この二点によって「ブルジョア革命」の意味内容を規定している。この規定には、遅塚氏のように、「結果」として資本主義の発展に適合的な社会が作りだされたかどうかという問題は含まれていない。

この点を意識したうえで、私としてはランゲヴィーシェの概念規定に賛成したい。たとえばドイツのように革命が「挫折」し、旧体制が維持されたままでも資本主義の発展は順調に進みえた（1850年代にドイツの工業発展は本格化する）。革命の成否が資本主義の発展それ自体を左右するものでなかったとすれば、「結果」をもって「ブルジョア革命」であったかどうかを論じることは、少なくともドイツの場合あまり意味を持たないだろう。¹⁷⁾

第二に、こうして「主体」と「目標」を以て「ブルジョア（市民）革命」の概念を規定するとすれば、「ブルジョア革命」よりは「市民革命」の方が日本語の表現として適切であろう。ブルジョア＝資本家というマルクス主義的用語法が当時の現実とずれていることは、今では研究者の合意事項と言ってよい。¹⁸⁾ また、資本主義的生産様式という経済構造との関わりを中軸におくマルクス主義的「ブルジョア革命」論に対し、政治、文化等、それ以外の領域の自律性を重視する立場からの深刻な批判が寄せられていることも、ここであらためて指摘するまでもあるまい。¹⁹⁾ 「市民」という言葉であれば、現実の社会層をより実態に即して、しかも現在の研究水準からすれば決して無概念的ではなく——ドイツにおける「市民層」研究の進展を想起されたい——捉えるのではないかと。また、「市民革命」という表現であれば、経済以外の諸領域をもより適切に含意しうるのではないかと。

最後に第三点目として、しかし、このような意味での「市民革命」概念は、実は革命の一側面を捉えうるにすぎず、しかもこのような側面の持つ重みは、それぞれの革命において異なっているのではないだろうか。

いま一度遅塚氏に戻れば、氏はルフェーブルの複合革命論に依拠しつつ、ただしフランス革命が四つの革命の複合体であるというルフェーブルの指摘を越え、それが全体として一つのブロックをなすことを論証しようとしている。²⁰⁾ その内容はすでに見たところであるが、簡単に言えば、「ブルジョアの革命」を要の位置にすえて、「貴族の革命」、「民衆と農民の革命」との同盟・離反の関係から革命の推移を描き出すこと、あるいはこの作業を通じて、まさに「ブルジョアの革命」こそが革命の軸心を成していたことを示すことであった。

「ブルジョアの革命」を要の位置にすえるという方法が、革命のプロセスを説明するうえできわめて有効であることは、先に見た遅塚氏の議論が如実に示している。しかし、このことを幾重にも認めたいうえで、私は、「複合革命」を構成する諸革命の自律性をあらためて前面に押し出す

べきではないかと考える。「市民革命」概念によって説明しうる範囲が限定されていることを確認することにより、分析用具としての柔軟性をこの概念にとり戻すことができるのではないか。実はこの点が、本稿で論じようと思う主要な課題なのであり、以下1848/49年のドイツ革命に即しつつ具体的に検討したい。

- 1) この点について遅塚氏は、以下のようなソブールの叙述を引用している。「サン・キュロット層 [都市の民衆…山井] は、生産と交換との旧来のシステムを特徴づけている規制と価格統制とに執着し、その大多数はブルジョワジーの精神に敵対的態度をとり続けていた…。パリのサン・キュロットたちの心性は、農民たちの心性と本質的にはほとんど同一であり、農民たちは、資本主義的農業と農地個人主義との進展に直面して、みずからの存立を保証する農村共同体と共同体的諸権利とを懸命に防衛していた。」遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』東京大学出版会、1986年、250頁。ただし両者の一体視については異論も出されている。遠藤輝明「書評：遅塚忠躬著『ロベスピエールとドリヴィエ』」『土地制度史学』115 (1987), 73頁。
- 2) 遅塚、前掲書、250-257頁(引用、257頁)。あるいは、「以上のように、フランス革命の構造を三つの革命の重なり合いとして理解し、革命のジグザグなコースをそれぞれの重なり合いにおける二様の同盟の結果として理解し、そのジグザグなコースそのもののなかでブルジョワジーの利害だけが最終的に実現されたと理解すること、——これが、フランス革命が三つ(あるいは四つ)の革命の複合体であると同時に一つのブルジョワ革命であるということについての私の考え方である」。同上、258頁。
- 3) 遅塚忠躬「フランス革命の歴史的位置」『史学雑誌』91-6 (1982), 34頁。さらに、遅塚『ロベスピエール』、257-258頁。
- 4) 私がここで行おうとしているのは、いわばこのような対峙を私なりに試みることである。その際問題が、たんに「遅塚 vs 修正主義派」のレベルにとどまらず、むしろマルクス主義的ブルジョア革命論と修正主義派の対立全般に関わるものであることは、あらためて言うまでもない。
- 5) 遅塚「フランス革命」、32頁;同『ロベスピエール』、320-321頁。
- 6) 遅塚「フランス革命」、42頁。
- 7) 遅塚『ロベスピエール』、312-313頁;同「フランス革命」、36頁。
- 8) 遅塚『ロベスピエール』、325頁。引用は、遅塚氏の引く E. H. カーの文章である。
- 9) 本稿「はじめに」の注1) にあげた文献のほか、L. ハント『フランス革命の政治文化』(松浦義弘訳)平凡社、1989年、26-27頁を参照。
- 10) 遅塚「フランス革命」、7-8頁。
- 11) 同上、31-33頁;遅塚『ロベスピエール』、320-322頁。
- 12) 遅塚氏は、「確立期」(1848-73年)における資本主義的世界システムを構成する諸地域を、まず先進諸国と低開発諸国とに二分し、さらに前者については最先進国・相対的後進国・後進国の三つ、後者については従属国と植民地の二つに区分している。当時、最先進国としてはイギリスのみが、そして相対的後進国としては合州国とフランスが存在した。この二つの相対的後進国では、18世紀末までに革命によってブルジョア的変革が実現されたのであるが、これに対して後進国に属する諸国(ドイツ、イタリア、ロシア、日本)では、同じ変革はブルジョア的変革によってしか実現されえなかった。遅塚「フランス革命」、26頁。
- 13) 同上、37-38頁。ただし国家権力の性格は、革命を境として絶対王政からブルジョア国家へと転換し、それに応じて国家の経済政策も、王室の重商主義から固有の重商主義へと変化する。
- 14) 服部春彦「大革命とフランス経済」『社会経済史学』57-4 (1991), 80-81頁。
- 15) 同上、90-91頁。さらに、84-86頁も参照。
- 16) 遅塚「フランス革命」、14頁(注14)。
- 17) このような論点は、D. ブラックバーンらイギリスの歴史家が、H.-U. ヴェーラーを筆頭とする旧西ドイツの「批判的歴史学」の方法を批判して提起したものであった。D. ブラックバーン / G. イリ

ー『現代歴史叙述の神話』（望田幸男訳）見洋書房，1983年。革命と資本主義の関係を検討することが不要だということではもちろんない。ただし，資本主義の発達，さらに各国の資本主義の「類型的」とも言う特質（ドイツについて言えば「プロシア型」と言われたような）もまた，はるかに長期的かつ根底的なプロセスとして捉えるべきものであり，革命という「事件」に過度の重みを置きすぎぬよう注意せねばならない。この点について，ドイツに関する本稿末尾の議論を参照。

- 18) フランス革命期の「ブルジョア」概念について，柴田『フランス革命』，42-48頁。さらに，同「フランス革命とブルジョワジー」同・成瀬治編『近代史における政治と思想』山川出版社，1977年，55-92頁をも参照。ドイツにおける「ブルジョアジー」と「市民層」の関係について，本稿「はじめに」の注15を参照。
- 19) もちろん，マルクス主義的歴史学が，政治や文化の自律性を無視してきたわけでは毛頭ない。すでに高橋幸八郎氏は，わが国におけるフランス革命研究の出発点を成す古典的著作の冒頭で，「市民革命は，国家権力をめぐっての最も具体的な政治闘争であるから，単なる機械的な経済主義によっては，決してその豊富な歴史内容を分析することはできないであろう」（強調原文）とことわりを入れている。氏が何よりも「社会の経済構造」を解明しようとするのは，これを基底として編成された社会諸勢力＝階級の対抗関係が，政治構造ないし文化構造の歴史的な性格を規定している，との認識に基づいている。「経済的基礎過程」からする分析は，「明かに具象的な歴史からの一の抽象である」（強調原文）が，しかしそれは，「正しい政治史の構成を媒介するための必要な通過点」なのである。高橋幸八郎『市民革命の構造』お茶の水書房，1980年（初版1950年），i-ii頁。

このようなマルクス主義的歴史学の方法に立脚しつつ，戦後のわが国におけるフランス革命研究は，一つには革命を必然化した経済的・社会的諸条件の分析，そしていま一つは，革命そのものの構造を明らかにするために，議会に代表されるブルジョアジーと議会外の民衆との対立と同盟の関係を克明に追求してきた（遅塚「フランス革命」，10-11頁の整理による）。それがきわめて大きな成果をあげてきたことは，たとえばわれわれがこれまで検討してきた遅塚氏の研究を振り返るだけでも明らかであろう。くり返し言うが，そこでは政治・文化等，経済以外の領域の自律性が忘れられたことは決してない。しかし，にもかかわらず，たとえばF. フェレによるマルクス主義的革命研究に対する批判（『フランス革命を考える』（大津真作訳）岩波書店，1989年，とくに215-222頁），あるいは，「革命期の政治文化は，社会構造とか社会闘争，あるいは革命家の社会的出自からは演繹されえないのである」というL. ハントの指摘（ハント，前掲書，34頁）が，一種の衝撃をもって受けとめられざるをえないという状況が，フランスの学界におけると同様，わが国に存在しなかったとは言えないだろう。ハントによれば，「フランス革命によってもたらされた社会的・経済的変化は革命的ではなかった」が，これとは「対照的に，政治の領域では，ほとんどすべてが変わった」のであり，この革命の最も重要な帰結は「民主共和主義」という政治文化の形成にこそあった。同上，265，269頁。「基底」という形であれ，経済構造，あるいは資本主義の問題にいわば「特権的地位」を与えることに対して，反省が迫られている。

- 20) 遅塚忠躬「ジャコバン主義」柴田三千雄他編『国家と革命』（＜シリーズ世界史への問い＞10）岩波書店，1991年，88頁。遅塚氏によれば，ルフェーブルは，フランス革命が全体として一つのブロックであることを十分には説明していなかった。ちなみに，「修正主義派」の代表的論客であるフェレの場合も，ルフェーブルの「複合革命」論に対する評価はきわめて高い。ただし，それが一つのブロックであるという考えは，フェレには縁遠いものであろう。フェレ，前掲書，15-17，223-224頁。

Ⅱ. ドイツ三月革命について

まずは、本稿の「はじめに」でふれた、「制度化された革命」と「自然発生的革命」という三月革命の二つのレベルに関するランゲヴィーシェの議論に立ち返ることから議論を始めよう。前者、すなわち「制度化された革命」の中心は、議会（とくにフランクフルト・ベルリンの国民議会）と、そして議会外に多数結成された諸組織・結社にある。主として都市を舞台とするこのレベルの革命は、競合する多様な潮流を内にはらみつつも、全体として見れば、立憲制・統一国家の樹立という政治課題を中心に展開した。一方、持続的な目標・組織を欠いた「自然発生的な革命」は、暴動、祭り、民衆集会、そしていわゆるシャリバリなどから成る。この両者を、革命を構成する基本的に別個の世界として措定しようというのが、ランゲヴィーシェの主張である¹⁾。前節でふれたルフェーブルの「複合革命論」と異なり、ここではそれぞれの革命の担い手でなく、運動の様態が区別の基準とされているが、これもまた一種の「複合革命論」であり、また、容易に想像されるように、上の二つの「革命」は担い手の相違をも含意している。

ところで、「制度化された革命」と「自然発生的革命」という二つの世界のうち、とくに後者の「民衆の世界」が、いわゆる「社会史」の手法によって精力的に解明されてきた領域であることは言うまでもない。この分野で先駆的役割を果たしてきたイギリス、フランスの研究と比べて、ドイツに関するそれが遅れをとってきたことは否みがたい事実であるが²⁾、しかし近年まさにこの領域で、ドイツ本国の研究は急速な失地回復をとげつつある。H. フォルクマンのパイオニア的研究以来、ドイツ民衆の「社会的抗議」(Sozialer Protest)に関する研究は、1848年以前のいわゆる三月前期を主たる対象としてきた³⁾。M. ガイルスの近著は、このような蓄積をふまえつつ、三月革命という巨大な政治的事件それ自体を「社会的抗議」の観点から捉え返そうとするものである。以下ではまず、このガイルスの研究を紹介しつつ、三月革命期における「民衆の世界」の意味を考えてみたい。

さらにもう一つ、「制度化された革命」についても若干考察を加えたい。ここで論じるのは、議会外の「結社」(Vereine)の問題である。1972年に発表されたTh. ニッパードの論文を重要な先駆として——さらにそれに先だって、ハーバーマスの「公共性の構造転換」論が存在する——、コーポラツィオン(Korporation)＝身分的強制団体から自発的結社(VereinないしAssoziation)へという社会の集団編成原理の移行は、ドイツ、そしてわが国でも、近年におけるドイツ近代史研究の一つの焦点を成してきた⁴⁾。革命期の結社運動についてはすでにながりの研究の蓄積があるが、近年、これまでほとんど見落とされてきた保守主義の側の結社運動について、すぐれた研究が現れている。その内容は、従来の革命の理解全体に重要な修正を迫るものであり、「ブルジョア革命」論に関するわれわれの考察にとっても少なからぬ意味を持つと思われる。

1. 三月革命期における「社会的抗議」

1848年4月10日、月曜日の夕方、がっしりした体格の22歳の釘製造職人エミール＝ノイマンは、プレッツェン湖畔での土木作業を終えてベルリンの市街に戻ってきた。午後6時頃、ベルリンで

も名うての貧民街ガルテン通りで、彼は馬肉屋の前の大勢の人だかりに出くわした。それから何が起こったか。2週間後、裁判所の被告席に立たされた彼は、正確に思い出すことが出来なかった。

裁判長：「あなたは手に何か持っていましたか。」

被告：「はい、小枝を。指くらいの固さの奴です。以前、請負労働者が私を襲おうとしたことがあります、それで私は小枝を切っておいたのです。」

裁判長：「あなたが小枝と呼んでいるそれを、あなたは振り上げ、肉屋を襲えと叫んだそうですが。」

被告：「そうかもしれません。でも、わかりません。自分が何をしたかわからないほど、シュナップスをあおっておりましたもので。」

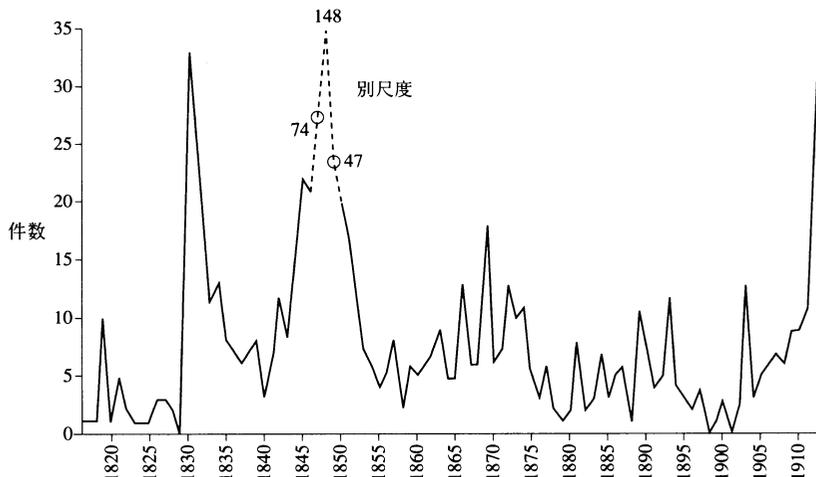
一方、騒ぎを抑えようと駆けつけた市民軍の一員、やすり目立て親方クリーゼナーは、事件の様子を次のように証言した。

「彼は手に杖を持っていました。それを高く上げて、こう叫んだのです。これで俺はベルリンを支配するんだ。…イギリス人は俺たちの肥った牛や豚を食っている。それなのに俺たちには馬肉を食えと言うんだ。…そして彼は、肉屋に突入しろと群衆にけしかけました。すると群衆は『その通り』と答え、歓呼の叫びで応えたのです。」

結局突入は市民軍によって阻止され、ノイマンは首謀者としてハンブルク門の門衛のもとにしょっぴかれた。その道すがら、彼はこう叫んだという。「これが正義なのか。出版・言論の自由はどうなったんだ。正義のために声をあげた人間に、こんな仕打ちをするのか。」⁶⁾

三月革命期の社会的抗議を論じたガイルスの近著は、このような印象的な記述から始まる。しかし彼の著書に圧倒的な説得力を与えているのは、このような事件叙述の魅力、そして理論的分析の鮮やかさに加え、何よりも彼が当時の新聞ならびに文書館資料から析出した1486件におよぶドイツ各地の社会的抗議⁷⁾（1847年1月1日～1849年6月30日）の統計処理である。これを踏まえて

図1 ドイツの社会的抗議（1816-1913年）



出典：R. Tilly, *Kapital, Staat und sozialer Protest in der deutschen Industrialisierung*, Göttingen 1980, S. 176. (Gailus, S. 73にも再掲)

ガイルスは、——無理論的・無批判的な物語叙述という日常史に対する J. コッカの批判に対抗しつつ——「構造化され、分析的な」事件叙述の実現をはかっている。⁸⁾

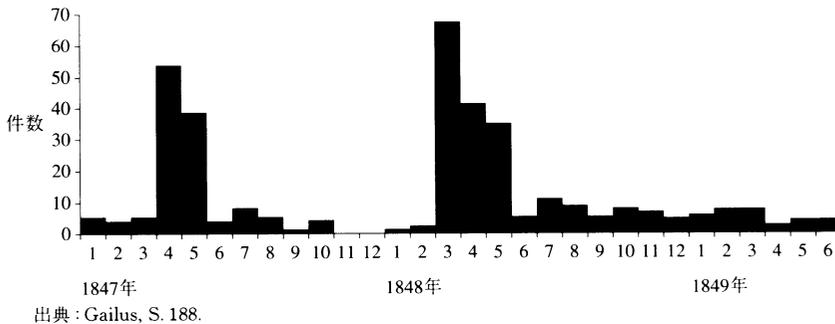
1847年1月から49年6月末までという時期区分が、すでに意図的である。1848年3月を画期とする通常の革命史研究の時期区分に対し、ガイルスは、民衆の抗議運動が「大政治」とは異なる独自のダイナミクスを持っており、したがって別個の時期区分が必要であると主張する。⁹⁾ 実際、すでに R. ティリーの先駆的研究が示すように、1847年以降の3年間は、他に例を見ないほどの抗議の頻発によって際立っていた（図1）。

上の30ヶ月の間に確認された1486件の社会的抗議（これは、ティリーの数値をはるかに上回る）を、ガイルスは16のタイプに分類し、¹⁰⁾ さらにその主なものを以下のような五つのカテゴリーにまとめている。すなわち、a. 生活・生存の保障を求める行動（357件）、b. 自治体政治をめぐる行動（251件）、c. 反封建農民暴動（132件）、d. 「大政治」をめぐる行動（252件）、e. 反革命（363件）。以下、それぞれについて注目すべき点をまとめておこう。

(a) 生活・生存の保障を求める行動¹¹⁾

ここには、飢餓暴動、手工業者暴動、労働者の紛争、農村下層民の暴動の大半、反ユダヤ人暴動の一部が含まれる。食料その他基本的消費財の確保、木材・森林・放牧地等の用益権、賃金・労働条件の改善、あるいは仕事の確保などが行動の焦点を成す。時期的に見ると、1847年春と1848年春の二度ピークがあり、1848年3月を始点とする通常の革命史の時期区分との乖離は、まさにここにおいて顕著である（図2）。以下、とくに多数を占める飢餓暴動、労働者の紛争、そして農村下層民の暴動について、それぞれ説明しておこう。

図2 生活・生存の保障を求める行動



まず**飢餓暴動**（あるいは食料暴動）は、シャリバリ・自治体暴動と並び、下層民を主体とする行動のうち質的にも量的にも最も重要なものであった。さらに「食料」の問題は、農村下層民の暴動、労働者の紛争、機械打ち壊し、手工業者暴動など、狭義の飢餓暴動以外にも主要動機の一つを成しており、したがってこの暴動の重みは、1486件中142件という統計上の数値のみではつくされない。

長期的な流れのなかで見ると、ドイツで最初に飢餓暴動が多発したのは1790年代であり、1816/17年の食料価格騰貴による危機の時期に次のピークが訪れる。それ以前、たとえば1770年代の飢饉の際には、飢餓暴動はほとんど発生していない。1840年代はこの暴動のいわば頂点を成す時期であり、とくに1846～48年に、それは社会的抗議全体の性格を決するほどの広がりを示し

た。その後、1870年代にもなお飢餓暴動の発生が確認されるが、ただしもはや社会的抗議の主要形態¹²⁾と言いうほどの重みは持っていない。

地域的に見ると、この暴動が最も多発したのはプロイセンであり（142件中89件）、とくに東エルベ諸州（プロイセン、ポンメルン、シュレージエン、ブランデンブルク諸州の合計で62件）に集中していた。さらにバイエルン、ヴェルテンベルクでも多くの暴動が確認されるが、これに対してプロイセンのラインラント、そしてザクセン王国では飢餓暴動はほとんど見られない。

このような地域的偏差を説明するために、ガイルスは、食料の生産・供給構造を異にする五つの地域の存在という興味深い仮説を提示している。すなわち、1. 自給地域：多くの農民を擁する伝統的農業地域で、食料自給率が高い。農業の商業化、農産物市場を通じての他地域とのつながりは最低限にとどまっている。2. 空洞化地域：市場に出る農産物の比率は低く、通常は農家の剰余分のみ限られている。飢饉の年には他地域からの買い占めが殺到し、現地の市場は一挙に空になる。3. 通過地域：地域間食料移動の通過点となっている地域。食料は外部からの供給に依存している。飢饉の年には、買うことのできない食料が目の前を通りすぎていくという挑発的な状況が生じる。4. 輸出地域：地域によって、外部への農産物輸出が地元の食料需要と衝突する場合もそうでない場合もある。5. 流入地域：農産物を輸入する工業地域。高い購買力によって、飢饉の年にも食料の確保が可能である。

プロイセンのシュレージエンやザクセン州、そしてヴェルテンベルクは空洞化地域、マイン河上流およびエルベ河中流域は通過地域、プロイセン州とポンメルンは輸出地域にあたる。これらの地域は、凶作となるや飢餓暴動が発生しやすい状況にあったと言える。これに対してザクセン王国やラインラントは流入地域であり、しかもここでは、——ザクセンの場合は国家と都市名望家層により、ラインラントの場合は都市名望家層のみにより——積極的な食料対策がとられていた。

次に労働者の紛争は、主として労働条件の改善を求める賃労働者の集団行動である。ただし注意すべきは、ここで言う「賃労働者」が、工場労働者、手工業職人、都市の労務者の他、農業労働者、家内労働者、さらには都市・農村の奉公人など、きわめて多様な層を含んでいたことである。このうち闘争の中心となったのは、手工業職人・職人労働者、鉄道建設労働者、労務者・日雇、都市失対事業労働者であり、工場労働者はわずかにすぎなかった。

さらに注意すべきは、これらの闘争のうちストライキの形をとったものが全体の3分の1（25件）にすぎず、残る3分の2は「暴動による賃金交渉」（E.ホプズボーム）とも呼ぶべきものだったことである。また都市の労働者は、ここで言う「労働者の紛争」よりは、むしろ食料暴動、シャリバリ、自治体暴動、あるいは「大政治」に関わる行動に、はるかに頻繁に加わっていた。職場ではなく「街頭」こそが、彼らの闘争の最も中心的な舞台だったのである。

地域分布を見ると、ここでもプロイセンへの集中が著しいが（96件中76件）、ただしベルリン（30件）とケルン（10件）の両都市のみで、すでにその過半を占めている。一方、ヴェストファーレン、エルツゲビルゲ、シュレージエンの山間部のようなプロト工業化の進んだ地域、あるいはザクセン王国のライプツィヒやケムニッツ周辺といった先進工業地帯では、労働者の紛争はこれまでのところ確認されていない。

最後に農村下層民の暴動について。まず地域分布を見ると、ここでは顕著な南北格差が確認さ

れる。すなわちこの暴動の約72%が、プロイセン、ハノーファー、メクレンブルクという北ドイツの三邦に集中し、とくにプロイセンは全体の約半数を占めた。ガイルスによれば、これら北西・北東ドイツの農業地帯（とくに上の三邦とブラウンシュヴァイク）では農業改革が比較的順調に進行し、農業の商業化・資本主義化が進んでいた。この結果、村内の有産者と無産者の対立が、この地域の主要な対抗関係となっている。農民（土地保有農民）のあいだにしばしば見られる反革命感情も、ここでとりわけ顕著であった。

一方、南・西南ドイツ（とくにバイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセン諸邦）では農業改革が遅々として進まず、伝統的領主支配が根強く残存するなかで、領主対農村住民という「古典的」対立がなお支配的対抗関係を成していた。もとよりここでも階層分化はかなり進行していたが、にもかかわらず、村内の富者と貧者という対抗軸に基づく下層民の暴動は、きわめてわずかな事例が知られるにすぎない。

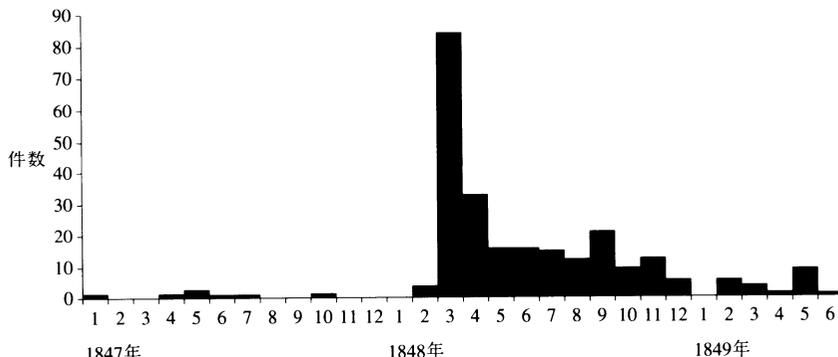
以上、これら諸種の行動に共通する一般的特徴として、われわれは次の点を確認しうる。すなわち、市場合理性・工業原理に対する反感、伝統的・手工業的生産形態および小営業的生活条件の永続化への希求が、これらに通底するものとしてあったという事実である。封建制対資本主義という「ブルジョア革命」論の定式に照らしてみれば、たとえ行動の目的に反封建的と呼ぶ内容が含まれている場合でも、そこで支配的なのは、むしろ反資本主義的な要求・感情・立場だったのである。¹³⁾

(b) 自治体政治をめぐる行動¹⁴⁾

ここにはいわゆるシャリバリと自治体暴動が含まれる。革命期のシャリバリは、都市の支配関係全体に対するより全面的な反乱、すなわち自治体暴動へと容易にエスカレートし、したがって両者を厳密に分けることはできない。これらの行動は、都市下層民による革命期の社会的抗議として最も代表的なものである。攻撃の対象となったのは都市の名望家層であるが、彼らが新旧いずれの体制に属するかはまったく無関係であり、したがってこれらの行動を「反封建的」と言うことはできない。むしろ、成り上がりの金持ちを標的とする多くの事件が示すように、それはしばしば民衆の反資本主義感情、「ブルジョア的なもの」に対する反感の表れであった。

時期的には、図3の示すように、1847年にはごくわずかの件数が確認されるにすぎない。最大

図3 自治体政治をめぐる行動



出典：Gailus, S. 188.

のピークは1848年3月にあるが、以後もより低い水準ながら9月ないし11月頃まで持続している。ただしこの時期の行動は、ほぼ大都市のみの現象である。以下、シャリバリについてのみ若干コメントを加えておこう。

シャリバリ (charivari. ドイツ語では Katzenmusik, 英語では rough music) は、笛、太鼓、やかん、鍋などありとあらゆる「楽器」を用いて騒音を鳴らしたて、特定の人物あるいは党派に警告を発するいやがらせ行為である。民衆の伝統的諸規範の侵犯に対する（とくに農村の独身者集団による）伝統的な戒告の形態として、それは民衆史研究のなかでとりわけ大きな関心を集めてきた。ただしガイルスによれば、1848年のドイツでは、シャリバリの内容にすでにならかなりの変質が認められる。すなわち、それは何よりも都市の現象となり、部分的には政治の道具と化し、また戒告の理由となる規範の内容はあいまいに拡大され、そしてより直接的・暴力的形態をとるようになっていた。

いま少し具体的に言えば、家庭問題などプライベートな領域のモラルを問題にするような「古典的」シャリバリは、この時期には比較的わずかしが現れていない。むしろほとんどのシャリバリは政治的色合いを濃くし、たとえばベルリンでは、首相カンプハウゼンを初めとする諸閣僚、市民軍の司令官、警察長官などがシャリバリの標的とされた。また、これに伴い、外部の政治勢力（さまざまな結社。場合によっては政府当局も）がシャリバリを自己の政治目的のために利用し、直接その火付け役となるというような事態も現れた。ただし啓蒙の伝統をひく民主主義結社は、この「中世的」な抗議行動に対して一般に批判的¹⁵⁾だったようである。

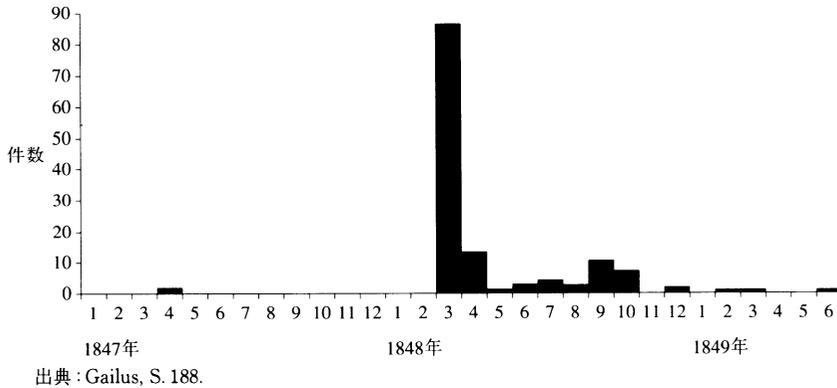
地域的には、プロイセンが全体の約42%＝52件を占めるが、ただし、この地の社会的抗議全体のなかでの比率は7.59%と低い。またプロイセン内部では、ラインラントとシュレージエンがそれぞれ15件と多数を占めている。一般に北ドイツのプロテスタント地域では、シャリバリの比重は低かった。そもそも北・北東ドイツには、シャリバリの歴史的伝統が存在しなかったように思われる。これに対して南・西南ドイツ、とくにバイエルン、ヘッセン大公国、ヴェルテンベルクでは、多数のシャリバリが発生したのみならず、社会的抗議のうちにも占める比率もプロイセンのそれを大きく上回っていた（ヴェルテンベルクでは15%）。

(c) 反封建農民暴動¹⁶⁾

農民暴動は何よりも領主支配の制限ないし廃棄を求める運動であり、したがって、すべての社会的抗議のうち「反封建的」という性格づけが最もふさわしいものである。ただしガイルスによれば、農民 (Bauern＝土地保有農民) の攻撃は領主支配にのみ向けられたわけではなく、「農民自身がとりしきる農村経済」という静態的な理想に反するすべてのものが彼らの攻撃対象となった。都市の政治文化、工業的・ブルジョアの社会に対する不信・嫌悪が、農民の間には顕著に認められる。また行政、司法、租税、学校、教会など、さまざまな領域での農村の自治に対する国家の介入（近代的中央集権国家！）も、暴動の一因となった。したがって、農民の闘争を単純に革命の側に位置づけるのは疑問である。

農民暴動の時期的な推移は図4のとおりである。1848年3月への集中はこの暴動において最も著しく（87件＝65.91%。社会的抗議全体では22%）、農民の抗議行動がその後も続いたとか、同年秋に再度大きな高揚を見たとかい¹⁷⁾うしばしばなされる主張には根拠がない。

図4 反封建農民暴動



地域的には、先に見た農村下層民の暴動とは逆に、農民暴動はとくに南・西南ドイツで多発している。たとえばバイエルの発生件数=34件はドイツ全体の4分の1にあたり、しかもこの地の社会的抗議全体の約22%を占めている。ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセン大公国でも同様であり、これら諸地域の社会的抗議全体が、農民暴動によって大きく特徴づけられている。

一方、プロイセンの農民暴動は、絶対数こそ35件を数えるものの、社会的抗議全体のうちに占める比率は5%にも及ばなかった。しかもその過半（18件）は、なお封建的労働地代の残存が著しいシュレージエンに集中している。シュレージエンを除くエルベ河以東のプロイセンでは、すでに述べたように農業のブルジョアの変革が比較的順調に進み、農業資本家化した大地主と農村プロレタリアートへの階層分化が進行していた。このなかで、上層に属する農民はいわば現状に満足していたのであり、彼らはむしろ下層民による「下から」の社会革命を恐れていた。実際、北ドイツ農業地帯の農民は、治安側の軍隊に参加するなど、しばしば明確に反革命的な姿勢を示している。

(d) 「大政治」をめぐる行動¹⁸⁾

1848年3月のベルリンのバリケード戦や、同年4月と9月のバーデンの蜂起、フランクフルトの9月危機のようなよく知られた事件と並び、より小規模な多数の暴動（約110件）、大衆集会（約70件）や政治的デモ（約35件）、革命祭典などがこの行動の内容を成す。

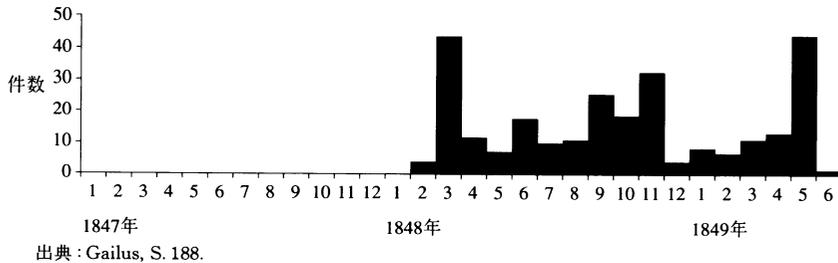
狭義の政治的テーマをめぐるこれら的大衆行動は、何よりも（大）都市の現象であり、強力な労働者協会や民主主義結社が存在するところとくに多発した。多くの場合、これら「民衆の友」と都市民衆の同盟の上に、この種の行動は成り立っていたのである。ただしこの同盟は、内部に覆いがたい亀裂をはらむものであった。一例をあげよう。

1848年3月3日、ケルンの市庁舎前には5000人の群衆が集結していた。彼らを代表してケルン労働者協会の指導者数人が市庁舎に入り、「民衆の要求」を市参事会に伝えた。しかし、自由主義的政治要求を基本とするこの「要求」に対して、市庁舎前の群衆からあがった声は次のようなものであった。「よそ者はわれわれから仕事を奪う」、「機械を廃棄しろ。それは労働者の敵であり、労働者から職を奪う」、等々。激昂する群衆を前に、壇上にあがった労働者協会の指導者は、すべての人間は兄弟であり、誰もが十分な収入を得られるよう労働条件が規制されねばならない、

機械は人間の敵ではなく、労働負担を軽減する友である、などと説得を行わねばならなかった。民衆の大半は、確固たる信念をもった民主主義者・共和主義者などではない。抽象的な政治理念は、しばしば彼らの理解を越えるものであった。

この行動の時期的推移は図5のとおりである。当然ながら、1848年3月、同年の9月危機、11月のベルリンの反革命攻勢、そして1849年5月のドイツ憲法闘争など、政治上の重要な事件に際して多くの紛争が発生している。注意すべきは、1848年3月の時点では上の(a)・(b)で見たような下層民の行動が同時に多発していたのに対し、翌年春の憲法闘争の場合、このような並行関係はもはや存在しないことである。憲法闘争は、すでに「下から」の強力なエネルギーを欠いていた。

図5 大政治をめぐる行動



地域的には、絶対数ではプロイセンが125件と圧倒的多数を占め、かなり間をおいてバイエルン(19件)、バーデン(20件)が続く。プロイセン内部では、とくにブランデンブルク(42件)、ザクセン(20件)、ラインラント(36件)で多数の行動が発生している。ただしブランデンブルクの場合、そのほとんどをベルリンが占めていた(33件)。また、各地の社会的抗議全体のなかでこの種の行動が占める比率を見ると、プロイセンでは上と同じくブランデンブルク(23.33%)、ザクセン(24.39%)、ラインラント(20.69%)、それ以外ではザクセン王国(37.14%)、バーデン(25.64%)、テューリンゲン諸邦(28.3%)が高い数値を示している(ドイツ全体では17.34%)。これらはいずれも、民主主義結社が強固な組織網を持っていた地域である。

(e) 反革命¹⁹⁾

ここには、警察、軍隊、そして市民軍など、反革命側の武力行使によって生じた紛争と、民衆自身の反革命的暴力行為である「王座と祭壇」暴動 („Thron und Alter“-Unruhe) の二つが含まれる。

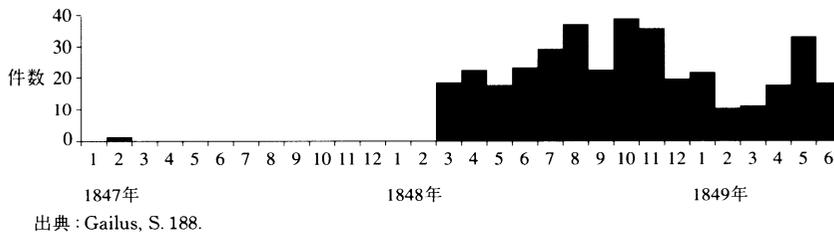
このうち「王座と祭壇」暴動は、国王と祖国、そして教会の名において、革命の代表的人物・党派を攻撃するものである。ドイツの場合、ここで祖国と呼ばれるのはプロイセンであり、教会とはプロイセン国王が首長を兼ねるルター派国教会であった。当然ながらこの暴動はすぐれてプロイセンの現象であり、81件中70件がここに集中している。この国の本来の拠点である東部諸州、すなわちプロイセン(21件)、ポンメルン(11件)、ブランデンブルク(20件)などでそれがとくに多発しているのは、この暴動の性格からして当然と言えよう。各州の社会的抗議全体のなかでの比率を見ても、プロイセンは27%、ポンメルンは26%、そしてブランデンブルクの場合も、革命化した首都ベルリンを除けば26%に及んでいる。一方、比較的新しくプロイセン領となったシュレージエン、ラインラント、ヴェストファーレン、ザクセン州などでは、この暴動の比重はあま

り大きくない。暴動の発生はほとんど都市に限られ、伝統的・君主制的メンタリティーの濃厚な地域の都市（シュテットイン、シャルロテンブルク、ケーニヒスベルク、エルビング、ダンツィヒ、ポツダムなど）が主要な舞台となった。革命全体の理解にとってこの暴動が持つ意味については、本節の終わりでふれることにしよう。

一方、当局側の武力行使に起因する紛争は、当然ながら鎮圧の対象となる民主主義勢力が活発だった地域で多発している。プロイセンではラインラント（44件）、ブランデンブルク（40件。うちベルリンが31件）、シュレージエン（23件）、ザクセン（20件）の諸州。ラインラント、そしてザクセン州（とくに南部）は、とりわけ反プロイセン感情が強かった地域である。プロイセン以外では、バイエルン、ヘッセン大公国、テューリンゲン諸邦、バーデン、ヴェルテンベルクで多くの紛争が確認される。

以上二つの反革命行動の時期的推移は、図6のとおりである。ここからわれわれは、反革命側の攻勢が革命の初期からほぼ恒常的に存在していたこと、そして、とくに1848年7月以降高まりを示し、同年11月には一応の決着が着くに至っていることを知る事ができるだろう。

図6 反革命



以上、ガイルスの大部の研究をかいつまんで紹介してきた。これをふまえて、「ブルジョア革命」論との関連で最後に若干の考察を加えておこう。²¹⁾

まずわれわれの注意をひくのは、さまざまな社会的抗議のうち、明確に「反封建的」性格を備えていたのは「農民暴動」のみであった、という事実である。確かに農民暴動は、それ自体としてはかなりの数を数えるが、しかし担い手の圧倒的多数が「無産者」から成る諸種の社会的抗議全体のなかで、「有産者」（土地保有者）たる農民の行動は「周辺現象」²²⁾の域を越えない。しかも農民の行動は、確かに「反封建的」であったにしても、しかしブルジョア的・資本主義的とはいえない要素を多分に含むものであった。²³⁾したがって、少なくとも民衆の社会的抗議の領域では、主体の面でも目標の面でも——「結果」の面を「ブルジョア（市民）革命」の評価から切り離すというわれわれの立場については、すでに述べた——「ブルジョア革命」的要素はきわめて限られたものでしかない。

そもそも民衆の行動は、政治的意味で「左」への志向も「右」への志向も本来持つものではなかった。ガイルスによれば、それは何よりも伝統的・家父長的秩序の枠内にある「所有状態」の保全を志向するものであり、さらに言えば、「生活」を守ることこそが彼らの関心事だったのである。「右」であれ「左」であれ、この目的を達する助けとなりさえすれば、彼らは外部の政治勢力と同盟を結んだ。

もっともこの同盟は、——とくに「左」の場合——深い亀裂を抱え込んでいた。民衆の大半は、

自由、平等、権利などの思想を、革命の指導者たちと同じレベルで理解していたわけでは到底ない——本節冒頭の、釘製造工ノイマンの場合を想起されたい——。とくに民主主義者・共和主義者に特徴的な「反君主制」の要素は、民衆のあいだではほとんど見られない。抽象的な政治論議の場となった大衆集会是、下層民に対する吸引力をやがて失っていった。

ガイルスによれば、「旧エリート」（ほとんどが貴族から成る旧体制の指導者層およびその周辺。官僚、大地主、軍人、聖職者、保守的知識人など）と「新エリート」（指導的な経済・教養市民層）との対立は、このような民衆・下層民との距離に比べれば二義的なものでしかない²⁴⁾。「旧エリート」の最大の関心が、彼らの権力ならびに特権の維持にあったことは言うまでもないが、しかし社会の近代化それ自体に対して、彼らは必ずしも拒否的ではなかった。むしろ権力の維持という前提さえ守られれば、部分的かつ抑制された近代化は彼らの求めるところでさえあった（19世紀初頭のプロイセンの諸改革を想起せよ）。一方、「新エリート」にとっても、このような「旧エリート」との権力の共有は、十分に可能な——「新エリート」の中心を成す自由主義者にとっては、それこそが求むべき——選抜肢であった。近代的所有権、国家による権力独占など、両エリートの共有する価値・秩序が下層民によって脅かされるとき、彼らは共同してこのような「賤民支配」と闘ったのである。

新旧両エリートと一般大衆という三極から成るガイルスの革命の見取り図は、本稿では紹介できなかつたいくつもの事例研究に支えられており、きわめて説得的なものである。両エリートと下層民の対立を「第一次的」とする彼の評価に対しては、民衆の社会的抗議に視点を据えたことから生じる逆のバイアスを指摘することができるかもしれないが²⁵⁾、しかしいづれにせよ、従来ブルジョア革命論の軸におかれてきた新旧エリート間の対立が、革命期の闘争の限られた一面を成すにすぎないことは、すでに議論の余地もなからう。ここではとりあえず、このことを確認しておきたい。

そのうえでもう一点、ガイルスの議論で興味深いのは、「旧エリート」による反革命が、広範な民衆の運動によって支えられていた事実である。「王座と祭壇」暴動に関する彼の研究は、社会的抗議のレベルでこの点を明らかにしている。しかしこれのみでなく、民衆の反革命運動は、実は「結社」という組織された形でも広く展開していた。以下、節をあらためてこの問題を検討しよう。

2. 三月革命期における保守主義結社

革命による結社・集会の自由の実現を受けて、この時期にさまざまな政治組織が多数結成されたことはよく知られている。そのうちこれまで最も研究の進んでいるのは労働者協会であり、そして民主主義者ならびに自由主義者の組織であろう²⁶⁾。これに対して保守主義側の結社運動については、これまで本格的な研究が欠如していた。そもそも従来の三月革命史研究においては、革命の「歴史的敗者」に研究が集中する一方、「勝者」はほとんど忘れられてきた²⁷⁾のである。

ある研究によれば、1848年10月の時点でプロイセンには約700の政治結社が存在し、うち300が立憲主義（自由主義）、250が民主主義、そして50が保守主義の側に立つものだったという²⁸⁾。これに対して W. シュヴェントカーはその近著で、ドイツ全体で1848年末までに結成された保守主義結社の数は少なくとも105、その成員数は慎重に見積もっても2万人に及んだことを明らかにし

ている。しかも保守主義結社はその後さらに勢力を増し、翌年5月には300以上の組織が約6万人の成員を擁するまでになった。4～5万人を組織したといわれる民主主義結社を上回るほどの巨大な動員力を、この運動は持っていたのである。²⁹⁾

当時の代表的な保守主義結社としては、「愛国協会」(Patriotische Vereine)、「プロイセン協会」(Preußenvereine)、「国王と祖国のための協会」(Verein für König und Vaterland. 以下「国王・祖国協会」)、「土地所有者の権利を守り、すべての国民諸階層の福利を維持するための協会」(Verein zur Wahrung der Rechte des Grundbesitzes und zur Aufrechterhaltung des Wohlstands aller Volksklassen. 以下「土地所有者協会」)などがあげられる。以下、シュヴェントカーの研究によりながら、これらの結社を中心に革命期における保守主義の動勢を追ってみよう³⁰⁾

まず、上の諸組織のうち最も早く結成されたのは「愛国協会」である。1848年5月4日のベルリン「愛国協会」を皮切りに、各地で同名の組織が成立した。注意すべきは、この組織がいわゆる「三月の約束」(革命勃発時に国王が国民に約束した権利・自由)を承認し、その上で世襲の立憲君主制維持を目的に掲げていたことである。この点で「愛国協会」は自由主義者と同じ立場に立ち、実際、共和主義のみならず反動からも距離を置いていた。ただしその後、フランクフルト国民議会がオーストリア大公ヨハンをドイツ連邦執政とする暫定政府設置の決議を行うに及んで(1848年6月)、「愛国協会」は議会との対決姿勢を明らかにする。フランクフルト国民議会に対するプロイセンの防衛。「愛国協会」に限らず、これこそが革命下の保守主義の最大の課題となった。

5月25日に結成されたベルリンの「プロイセン協会」は、まさに「プロイセンの民族性」(Preußische Nationalität)の強化を目的に掲げた。ただし「愛国協会」同様、ここでも共和主義者・絶対主義者のいずれもが闘うべき敵とされている。その後「協会」は多数の支部の設立に成功し、たとえば8月初めに結成されたケーニヒスベルクの「プロイセン協会」は、同年末には5000人を擁する東プロイセン最大の政治組織となった。ただし、このような組織拡大のためには、将校が公式の筋を通じて部下に加入を促したり、貴族が貧民街を訪ねて火酒を振る舞うなど、かなり露骨な手段もとられている。さらに「プロイセン協会」については、これに加わるルンペン・プロレタリアートが民主主義者の集会を襲ったり、街頭で流血の争いを起こしたりと、その「行動主義」的性格を象徴するような事件がいくつか知られている。「愛国協会」等で支配的な「理論的」方向では大衆の動員はかなわない、というのが「プロイセン協会」設立のそもそもの趣旨の一つであった。

1848年6月末、L. v. ゲアラッハ、V. A. フーバー、そしてビスマルクら当時の指導的保守主義者がベルリンで会合を持ち、保守主義者の中央組織結成について議論を交わした。ここでの協議を経て作成された建白書は、保守主義諸結社の共同、保守主義者が一つの「党」(Partei)に結集することの必要を訴えている。シュヴェントカーによれば、このような内容をもつこの建白書は、プロイセン-ドイツの保守主義にとって一つの歴史的転機を画するほどの意味を持つものであった。

そもそも革命以前、「政党」の形成は保守主義者の関心の外にあった。政治的紛争は、あくまで旧来の制度・慣習の枠内で処理されるべき問題だったのである。しかし革命の勃発により、事態は一変する。「政治化」の波が押し寄せるなかで、ただし革命の当初、保守主義者内部にはなお

独自の「政党」形成への動きは見られない。革命の興奮が冷めやらぬこの時期には、「保守主義」という言葉さえ——それはもともと、革命と民主主義の敵という誹謗の意味を込めた外からの呼び名であった——「反動」につながるものとしてはばかられていたのである。むしろ多くの保守主義者は自由主義的「立憲協会」に加わり、その右翼を強化している。上の建白書は、まさにこのような立場からの脱却を宣言するものであった。

このような転換を導いた一つの決定的要因は、フランクフルトならびにベルリン国民議会選挙における彼らの敗北である。議会の審議・決定が彼らの意図に反することが明らかになったとき、保守主義者は議会外で独自の政治勢力の結集にのりだした。建白書は、自由主義者との協調の必要を確認しつつ、しかし「保守主義者」という言葉を明確に用い、それが「党」に結集すべきことを訴えている。さらに、農村民衆を支持基盤として動員すべきであるという建白書の主張も、保守主義陣営内部の新たな動きを示すものであった。

この建白書の呼びかけをうけて、同年7月に結成されたのが「国王・祖国協会」である。「協会」は、既存の保守主義結社を統合し、さらに独自の支部組織の設立によって、保守主義運動全体の強化をはかった。ただし現実には、それはゆるやかな連合体以上のものにはなりえなかった。しかもベルリンの指導部と各地の組織とのあいだには、くり返し軋轢が生じている。注意すべきは、「協会」の指導部がゲァラッハら宮廷に近い旧保守主義者とつながっていたのに対し、各地の結社のほとんどは、極左のみならず極右に対しても敵対の姿勢を明らかにしていたことである。もとよりプロイセン王家の護持は、両者に共通する保守主義者の基本的立場である。しかしそのうえで、議会制原理を拒否するか、それともこれを基本的に受け入れるか、「国王・祖国」協会に限らず、この二つの路線の対立が革命期の保守主義陣営内部を貫いていた。³¹⁾

最後に「土地所有者協会」について。この組織の成立の直接のきっかけとなったのは、1848年7月にハンゼマン内閣がフランクフルト国民議会に提出した一連の法案である。警察権、裁判権、教会・学校の監督権など、多くの領主特権の廃止、火酒・甜菜糖税の引き上げ、狩猟権の制限、そしてプロイセン東部諸州の土地を西部諸州同様すべて登記し、収穫高に比例した税金を徴収すること。これらの改革案を、東エルベのユンカーは一種の宣戦布告とうけとった。

7月24日、シュテッティンでの集会で結成を決議された「土地所有者協会」は、翌月半ばの第一回総会が「ユンカー議会」と呼ばれることから知られるように、何よりもユンカーの利害の貫徹をはかる組織であった。興味深いのは、この組織の立場が必ずしも「復古的」とは言いがたいことである。たとえば先の改革案に対して「協会」は、「所有の保障、契約の神聖」という「近代的」原理の上に立って反対の論陣を張っている。また、「すべてか無か」という戦略はかえって彼らの力を損ないかねないという考えから、領主裁判権・警察権等の無償廃止には同意が表明された。さらに「協会」は、没落に瀕した中小経営、農民に対して、税制上の配慮など救済措置を講ずることを政府に求めている。いま一つ特徴的なのは、「協会」が、特定の政治的方向に与しないという立場をとったことである。この消極的な姿勢は、この組織に寄せる旧保守主義者の期待をいたく裏切るものであった。ただし、フランクフルト国民議会に対してプロイセンの主権を護持するという立場は、もとよりこの組織も共有している。

以上、ここまでの検討からすでに知られるように、革命期の保守主義の重要な特徴は、それが「プロイセン至上主義」(Borussismus)を根本的要素としていたことにある。このような保守主義

が、プロイセン以外の地域、とくに南・西南ドイツで地歩を得ることがなかったのは当然であろう。たとえばヴェルテンベルク、バーデンの保守主義者は、通常政治にまったく関わらないか、さもなければ穏健自由主義的結社に加わっていた。バイエルンでは、カトリックの政治結社が保守主義者をも統合している。またヘッセンやナッサウでは、保守主義よりは民主主義結社が農民層の動員に成功した。プロイセン内部の地域分布を見ると、ブランデンブルク（30。うちベルリンは2のみ）、ポンメルン（21）の二州がとくに多く、ザクセン（14）、ポーゼン（13）がこれに次ぐ。一方、プロイセン（7）、そしてとくに西部のヴェストファーレン（4）、ラインラント（5）では、保守的結社はわずかにすぎない（1848年末の数値。プロイセン全体では105）。

保守主義結社が多数成立した地域の特徴として、シュヴェントカーは以下の二点をあげている。すなわち、1.都市化が一定程度進み、都市への人口流出によって農村の生活共同体の調和が乱され始めていること、2.プロテスタントが多数を占めていること（プロイセン国王はルター派国教会の首長を兼ねていた）。ブランデンブルク、ポンメルン、ザクセンの諸州では、都市人口の比率が当時すでに30～40%に達していた。プロイセンの本来の拠点の一つであるプロイセン州で保守主義結社が少ないのは、この地域の都市化の遅れによって説明されよう。カトリックが優勢な地域で保守主義結社が成立した場合には、それは地域内のプロテスタントの飛び地に限られた現象であった。たとえばラインラントの五つの保守主義結社は、すべてデュッセルドルフ県に集中している。

革命期の保守主義が大衆運動として展開した、というわれわれの関心からすると、さらに注意されるのは保守主義結社の成員構成である。通常プロイセン保守主義の担い手としてあげられるのは、宮廷貴族、軍人、プロテスタント教会の聖職者、そして東エルベの大土地所有者層（ユンカー）であるが、成員構成の検討は、このような理解に修正の必要なことを明らかにしている。

たとえばブランデンブルク州の小都市テンプリンの「愛国協会」の場合、成員総数148人の圧倒的多数を官吏（41人）と手工業者（親方36人、職人4人）が占めている（1848年末の数値。以下同じ）。一般に「愛国協会」では官吏と軍人が最も多くを数えるが（成員中の40%程度）、これについて手工業親方・商人層もかなりの数加わっていた。

「プロイセン協会」の場合、小ブル層の参加は一層顕著である。たとえばベルリンの「プロイセン協会」では、241人の成員中最も多いのは手工業者であった（48人。うち親方37人、職人11人）。これに次ぐのは銀行家（41人）で、その後によくやく官吏（29人）、軍人（27人）、地主（21人）が現れる。また、1500人の成員を擁するクレーフェルト（ラインラント）の「プロイセン協会」の場合、手工業親方（とくにフランス等の競争により危機的状態にあった織布親方）が全体の46.3%を占め、残りは商人、工場主、事務員などから成っていた。

保守主義による大衆動員の成功をさらに明確に示すのは、シュヴェントカーが必ずしも十分には検討を加えていないもう一つの組織、「戦士協会」（Kriegervereine）ないし「退役軍人協会」（Veteranenvereine）である（以下、その他の名称のものも含めて「戦士協会」とよぶ）。これは本来、1813/15年のいわゆる祖国解放戦争に従軍した者の組織であったが、ただし革命期にはこの原則が緩和され、いかなるものであれ兵役についた経験さえあればよしとされ、あるいはこの要件さえ不要とする組織も現れた。

E. トロックスによれば、1848年の革命勃発以後1854年までに、プロイセンでは212の「戦士協

会」が結成されている。さらにそれ以前から存在する組織も53あり、1848～49年の間にこれらに結集した者の数は約5万人にのぼると推定される。したがって、1848年末の時点で105の保守主義結社（「戦士協会」を含む）が約2万人を組織したというシュヴェントカーの先の数値は、まったく不十分ということになる。またシュヴェントカーは、保守主義結社が革命勃発後、民主主義・自由主義結社の簇生に対抗する形で、これらに遅れて成立したと主張するのであるが、「戦士協会」を考慮に入ればこれもまた不正確である。すでに1842年には「戦士協会」を公認する法令が発せられ、これを契機に多くの組織が結成されている³²⁾。

「プロイセン兵のみが民主主義に抗しうる³³⁾。」このような理念からも知られるように、「戦士協会」は基本的にプロイセンの現象であり、何よりも民主主義者を敵とするものであった。プロイセン内部では、とくにシュレージエン（最大の拠点）、ザクセン、ブランデンブルクの諸州に多くの組織が成立している。「戦士協会」に加わる者の危機感を最もあおり、したがって最大の攻撃対象となったのは、民主主義者による「軍隊革命」、すなわち兵役期間の短縮、兵卒による将校の選挙などの試みである。彼らにとってそれは、軍隊を「下から」突き崩すものであり、プロイセン国家そのものの解体にさえつながりかねない暴挙であった。

「協会」の成員構成は各地の組織ごとにさまざまである。たとえばブリーク（シュレージエン）では、成員の過半を軍人と官吏が占めていたが（183人中それぞれ31, 65人）、ブレスラウの「戦士協会」の場合、同じく軍人・官吏（1396人中114, 368人）と並んで、手工業者（283人。うち職人が32人）、労働者（189人）、使用人 Privatangestellte（171人）など、きわめて多様な階層が加わっている。解放戦争への従軍という共通の体験、あるいは「軍隊精神」が、階級的差異を越える統合機能を果たしていた。

いま一つ「戦士協会」に特徴的なのは、その独特の「軍隊的」組織構造である。多くの場合、協会の指導部は退役将校（ほとんどが貴族）から成り、彼らを頂点とする軍隊的ヒエラルキー・規律が組織に持ち込まれていた。あるいは少なくとも幹部が一般成員に対して命令権を持つなど、他の結社には見られない特徴を「戦士協会」は備えている。実はこのような組織原理の普遍化、いわば社会全体の軍事化こそが、「戦士協会」のめざすところであった。立憲制・議会制度を拒否し、文民に対する軍隊の優位を主張するこの運動は、明確に「反動」と呼びうるものである。

保守と反動、この両者が同一ではなく、あるいは保守主義内部に異なる二派の存在したことは、すでにふれておいた。革命期の保守主義を理解する上で決定的に重要なこの点を、1848年12月5日に発せられたプロイセン欽定憲法をめぐる両派の対立を例にとりながら、最後に検討しておく³⁴⁾。

プロイセン国民議会の解散令と同時に発せられたこの憲法は、法の前の平等、所有の不可侵、集会・結社・出版の自由、24歳以上のすべての市民（市民権を有する者）に選挙権を与えるなど、革命の要求をかなりの程度受け入れる内容を持っていた。ただし、貴族の廃棄はここには含まれず、また憲法に対する軍隊の宣誓、兵士による指揮官の選挙なども否定されている。何より問題なのは、国王および政府に緊急令発布の権限が認められたことである。これによってこの両者は、憲法ならびに議会の制約を事実上免れることになった。

このような内容をもつ欽定憲法に対して、保守主義者内部の評価は二つに分かれた。まずゲッラッハら旧保守主義の指導者にとり、この憲法は「革命を愚かにも、そしてまた違法に承認する

もの」であり、「不幸な三月の約束」の上になお立脚しようとするものであった。一方、彼らの傘下にあるはずの各地の保守主義結社は、憲法と、そして国民議会の解散という国王の行為に対して感謝の上奏文を送っている。たとえばテンプリンの「愛国協会」によれば、憲法は、まさにその自由主義的性格（Freisinnigkeit）ゆえに同意しうるものであった。また別の「愛国協会」によれば、国民議会は「疑いもなく悪意をもって運営され、かつ無能」であったため、これを解散する以外方策はなかった。そして憲法についても、——旧保守主義者とはまったく逆に——それがまさに国王の「三月の約束」と完全に一致するという理由で同意が表明されている。

もとより、これら保守主義結社と自由主義者との相違もまた無視することはできない。保守主義結社の上奏文においては、憲法が国民の「権利」としてではなく、むしろ国王の「贈り物」と見なされている点が特徴的である。また選挙制度についても、普通選挙ではなく身分代表の原理によることが求められている。しかし、この点をふまえた上でなお、保守主義結社の多くが教条主義的指導者層との距離を明確にし、立憲主義（自由主義）に大きく近づいたことは明らかであろう（新旧エリート間の距離の近さというガイルスのテーゼを想起されたい）。

翌年初め、先の憲法に基づいて実施されたプロイセン下院選挙で、保守主義者を含む右派は、左派による過半数の獲得を阻止することに成功した。当初自由主義右派と結んでいた保守派議員は、やがて院内で独自の議員団（Fraktion）を形成し始める。プロイセンの保守主義は、こうして近代的政党形成への一步を踏み出したのである。

もっともこのような過程は、——自由主義者・民主主義者と同様——革命期には結局完成せずに終わった。1849年5月、保守主義結社の数は300にまで増大したが、しかしその政治的エネルギーは政局の安定とともに急速に減退していた。集会への成員の参加はしだいに稀になり、協会は単なる親睦団体へと性格を変えていった。同年6月末の結社法は、直接には左派の組織を標的にするものであったが、保守主義結社もその影響を免れなかった。7月半ば、三級選挙法によって行われたプロイセン下院選挙で、保守主義者は圧倒的な勝利を収める。しかしここで成立した議会は、政党の結集の拠点としての意義をもちええなないものだった。

以上シュヴェントカーならびにトロックスの分析から知られるのは、革命期の保守主義が広範な大衆的基盤をもった運動として展開したこと、そしてまたそれが、政治理念（議会制の承認）・組織（政党形成）の両面においていわば近代的変貌を遂げつつあったことである。ユンカーにのみ引きつけた保守主義の理解は、もはや一面的といわざるをえない。また、近代社会の新たな組織形態である「結社」は、「進歩」の側のみでなく、それとは逆の勢力をもとらえていた。保守主義もまた「政治的公共性」（ハーバーマス）の圏内に入ったのである。

- 1) Langewiesche, S. 333; Ders., Die Agrarbewegungen in den europäischen Revolutionen von 1848, in: Jürgen Heideking u. a. (Hg.), Wege in die Zeitgeschichte. Festschrift zum 65. Geburtstag von Gerhard Schulz, Berlin/New York 1989, S. 276f.
- 2) Vgl. D. Geary, Protest and Strike: Recent Research on "Collective Action" in England, Germany, and France, in: K. Tenfelde (Hg.), Arbeiter und Arbeiterbewegung im Vergleich. Beiträge zur internationalen historischen Forschung, München 1986, S. 362-387; W. Giesselmann, Protest als Gegenstand sozialgeschichtlicher Forschung, in: W. Schieder/V. Sellin (Hg.), Sozialgeschichte in Deutschland, Bd. 3, Göttingen 1987, S. 50-72. フランスおよびイギリスに関するわが国の代表的研究として、

- たとえば、喜安朗『パリの聖金曜日——19世紀都市騒乱の舞台裏——』平凡社、1982年；近藤和彦『民のモラル——近世イギリスの文化と社会——』山川出版社、1993年。
- 3) H. Volkmann, Wirtschaftlicher Strukturwandel und sozialer Konflikt in der Frühindustrialisierung. Eine Fallstudie zum Aachener Aufruhr von 1830, in : P. C. Lutz (Hg.), Soziologie und Sozialgeschichte. Aspekte und Probleme, Opladen 1972, S. 550-565 ; Ders., Die Krise von 1830. Form, Ursache und Funktion des sozialen Protests im deutschen Vormärz, Berlin 1975 ; Ders., Kategorien des sozialen Protests im Vormärz, in : Geschichte und Gesellschaft 3 (1977), S. 164-189.
 - 4) とくに、D. Puls (Hg.), Wahrnehmungsformen und Protestverhalten. Studien zur Lage der Unterschichten im 18. und 19. Jahrhundert, Frankfurt a. M. 1979 ; R. Wirtz, 'Widersetzlichkeiten, Excesse, Crawalle, Tumulte und Skandale'. Soziale Bewegung und gewalthafter sozialer Protest in Baden 1815-1848, Frankfurt/Berlin/Wien 1981 ; H.-G. Husung, Protest und Repression im Vormärz, Göttingen 1983 ; H. Volkmann/J. Bergmann (Hg.), Sozialer Protest. Studien zu traditioneller Resistenz und kollektiver Gewalt in Deutschland vom Vormärz bis zur Reichsgründung, Opladen 1984 ; H. Reinalter (Hg.), Demokratische und soziale Protestbewegung in Mitteleuropa 1815-1848/49, Frankfurt 1986 ; C. Lipp (Hg.), Schimpfende Weiber und patriotische Jungfrauen. Frauen im Vormärz und in der Revolution 1848/49, Moos/Baden-Baden 1986 ; A. ヘルツィヒ『パンなき民と「血の法定」——ドイツの社会的抗議 1790-1870年——』（矢野久・矢野裕美訳）同文館出版、1993年。さらに、若原憲和「西独における社会的抗議研究の問題点」『立命館文学』466-468合併号（1984）、56-81頁；同「ドイツ三月前期の民衆運動」『史林』67-6（1984）、105-134頁を参照。
 - 5) Th. Nipperdey, Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und 19. Jahrhundert, in : Ders., Gesellschaft, Kultur, Theorie, Göttingen 1976, S. 174ff. ; J. ハーバーマス『公共性の構造転換』（細谷貞雄訳）未来社、1972年；藤田、前掲書；成瀬治「『市民的公共性』の理念」柴田三千雄他編『社会的結合』（〈シリーズ世界史への問い〉4）岩波書店、1989年、217-279頁。
 - 6) M. Gailus, Strasse und Brot. Sozialer Protest in den deutschen Staaten unter besonderer Berücksichtigung Preußens, 1847-1849, Göttingen 1990, S. 13f.
 - 7) Ebd., S. 68f. 統計上のサンプルとして採り上げる「抗議行動」(Protestaktion)の要件として、ガイルスは以下の四点をあげている。1. 集団性：少なくとも10~20人が参加したもの。2. 事件としての性格：抗議行動は、「対立」(Konflikt)が具体的行動にまで発展したもののみを指す。3. 抗議の性格：抗議は何らかの利害衝突を基礎とするものであり、通常の葬儀の行進、教会行事に伴う行進、婚礼の前夜祭など、集団行動であってもそのような性格をもたないものは除外される。4. 表現形態：抗議の意志が、主として言葉・文書によって表現される場合（請願など）は除外される。またそれは基本的に屋外の行動であり、広場の民衆集会・大衆デモがここに入る限界を成す。Ebd., S. 35-38. さらに、若原「三月前期」、114頁（注7）も参照。
 - 8) Gailus, S. 67. 日常史に対するコッカの批判として、J. コッカ『歴史と啓蒙』（肥前栄一・杉原達訳）未来社、1994年、第1・3章。
 - 9) Gailus, S. 64f., 77.
 - 10) すなわち、1. 農民暴動（132, 9.08%）、2. 農村下層民の暴動（68, 4.68%）、3. リンチ（9, 0.62%）、4. 「王座と祭壇」暴動（81, 55.57%）、5. 反ユダヤ人暴動（45, 3.10%）、6. 宗教暴動（14, 0.96%）、7. 飢餓暴動（142, 9.77%）、8. 政治化したシャリバリ（134, 9.22%）、9. 自治体暴動（117, 8.05%）、10. 手工業者暴動（14, 0.96%）、11. 機械打ち壊し（17, 1.17%）、12. 労働者の紛争（96, 6.33%）、13. 学生暴動（9, 0.62%）、14. 「大政治」の諸テーマをめぐる行動（252, 17.34%）、15. 弾圧闘争（282, 19.41%）、16. その他（41, 2.82%）。（ ）内は、件数および比率。Ebd., S. 114f.
 - 11) Ebd., S. 121-125, 138-142, 163-170, 189-191, 210-230.
 - 12) イギリスは、18世紀半ばから1800年頃までの約50年間に飢餓暴動のピークを迎え、以後はヨーロッパ大陸の食料危機・暴動の循環から脱け出している。Ebd., S. 203f.

- 13) ちなみに、いわゆる「モラル・エコノミー」論について、ガイルスは基本的にその有効性を認めつつも、ただしそれが民衆の行動を過度に美化する危険性を指摘している。革命期の民衆暴動のうちには、「モラル・エコノミー」の痕跡すら認めえない、たんなる略奪行為と言ってさしつかえないものがいくつも存在した。Ebd., S. 268, 282, 288, 296, 304, 502f.
- 14) Ebd., S. 142-152, 190f.
- 15) トムソンは、イギリスの初期の組織された労働者運動が、人形を焼くなど古い抗議の慣習を引き継がなかった点を強調している。彼によればシャリバリは、産業革命ならびに啓蒙の普及以前の段階に属するものであり、「したがってこのような慣習は、しだいに社会保守的な性格をもつようになっていったと思われる」。E. P. Thompson, 'rough music': Le charivari anglais, in: Ders., Plebeische Kultur und moralische Ökonomie. Aufsätze zur englischen Sozialgeschichte des 18. und 19. Jahrhunderts, Frankfurt a. M. usw. 1980, S. 165f. (Vgl. Gailus, S. 149, Anm. 110)
- 16) Gailus, S. 113-120, 191f.
- 17) もっとも、「以後農村は、再び時代の諸運動に別れを告げた」というガイルスの評価(S. 93)には疑問が残る。農民は革命期の全体を通じて、社会的抗議とは別の手段、とくに請願などを通じて自己の利益の実現をはかっていた。また、たとえばザクセンのように民主主義勢力の強力な地域では、民主主義結社が農村にまで広がっていた。若干の地域(ファルツ, ウンターフランケン, ライン・マイン地方)については、1849年に入ってから、民主主義結社の重心が都市から農村に移動したことが確認されている。Langewiesche, Die deutsche Revolution, S. 413.
- 18) Gailus, S. 170-179, 192-194, 406.
- 19) Ebd., S. 179-182, 194, 440-457.
- 20) ドイツにおける「王座と祭壇」暴動については、これまでまったく研究が欠如していた。イギリスの“Church and King”暴動については、E. P. Thomson, The Making of the English Working Class, Harmondsworth 1968, S. 79ff., S. 123ff.; J. Bohstedt, Riots and Community Politics in England and Wales, 1790-1810, Cambridge usw. 1983, S. 100-125.
- 21) 以下について、Gailus., S. 59-63, 414, 500f., 506-510を参照。
- 22) Ebd., S. 116.
- 23) 柳澤氏による「農民革命」の扱いは、このような側面を無視している。氏にとって「農民革命」は、「封建的土地所有の解体、『プロシア型』資本主義化過程の廃棄の上に、自由な農民的土地所有を創出し、それを経過点として、フランスと同じような、『農民的』、『小ブルジョア=ブルジョア的』な資本主義発展を志向するものであった」。柳澤, 219頁。さらに、氏の言う「農民革命」が、下層民を含む農村住民のさまざまな運動のごく一部分を成すにすぎなかったことも、本稿の叙述からすでに明らかであろう。この点は、都市民衆の運動に関する氏の分析にもあてはまる。
- 24) さらに、これら三つの陣営それぞれの内部の対立、たとえば中央集権的志向を持つ官僚 vs 分権的志向を持つ領主という「旧エリート」内部の対立、自由主義者 vs 民主主義者という「新エリート」内部の対立、地元民 vs 外部から流入した労働者という下層民内部の対立は、より低次のものとされる。Gailus, S. 63f., 506f.
- 25) ガイルスの研究についてランゲヴィーシェは、「制度化された革命」と「自然発生的革命」という二つのレベルの間の距離を知るうえできわめて有用であるが、ただし「制度化された革命」内部における新旧両エリートの対立を、ガイルスは過小に評価しすぎていると批判している。ランゲヴィーシェによれば、革命の過程で一時的以上の成果を得るためには制度的レベルでの実現が必要であり、したがってここでの対立はきわめて激しいものだった。また、国際問題・民族問題など、同じく「制度化された革命」のレベルで決着がつけられた問題を、ガイルスはまったく扱っていない。Langewiesche, Die deutsche Revolution, S. 411. もっとも、良知氏の研究が明らかにしたように、国際問題・民族問題も、下層民の存在を離れては論じえないであろう。
- 26) 革命期のさまざまな結社の見取り図として、W. Siemann, Die deutsche Revolution von 1848/49,

- Frankfurt a. M. 1985, S. 90ff.
- 27) W. Schwentker, *Konservative Vereine und Revolution in Preussen 1848/49. Die Konstituierung des Konservatismus als Partei*, Düsseldorf 1988, S. 26. わが国の三月革命研究においても、「敗者」への集中は顕著な特徴の一つを成してきたように思う。川本和良氏の最近の論稿は、このような欠を補うものと評価しよう。「三月前期のプロイセンにおける『社会問題』と社会政策および中間層政策の展開（10）～（12）」『立命館経済学』39-4（1990）、39-5（1990）、40-4（1991）。さらに本号所収の同氏の論文。ただし、本稿で以下に述べる大衆運動としての保守主義という視点は、氏においても希薄である。
- 28) J. Paschen, *Demokratische Vereine und Preußischer Staat. Entwicklung und Unterdrückung der demokratischen Bewegung während der Revolution von 1848/49*, München 1977, S. 90f. さらにこれ以外に、労働者協会が12、カトリックのピウス協会が6となっている。ただしパッセンのこの研究では、シュレージエンに多数成立した民主主義的な「農村協会」（Rustikalvereine. 約200の協会が20万人を組織したといわれる）が全く無視されている。また、労働者協会についてもこの数値では少なすぎる。Rustikalverein について、R. Koch, *Die Agrarbewegung in Deutschland 1848*, in: D. Lange-wiesche (Hg.), *Die deutsche Revolution von 1848/49*, Darmstadt 1983, S. 390-392. 労働者協会については、前掲拙著、67-68頁を参照。
- 29) Schwentker, S. 321.
- 30) 以下の叙述は、Ebd., S. 13-16, 45f., 48, 64-67, 72f., 75-91, 96-107, 144, 147, 158-172, 340 による。
- 31) 国王の主権と代議制を両立しようとする保守主義的立憲主義の思想は、すでに革命前、ベルリンの国法学者 F. J. シュタールによって打ち立てられていた。議会ならびにそれが選出する内閣に決定権を与えようとする自由主義的立憲主義と異なり、シュタールの場合、法律の発議権は国王にのみ属し、議会には同意と請願の権利のみが認められている。Ebd., S. 47f.
- 32) 「戦士協会」についての叙述は、E. Trox, *Militärischer Konservatismus. Kriegervereine und "Militärpartei" in Preußen zwischen 1815 und 1848/49*, Stuttgart 1990, S. 50-53, 133, 157, 159, 167, 170, 178ff., 189f., 208, 209ff., 282 による。
- 33) 革命期における「戦士協会」運動の指導者の一人、グリースハイム中將の著書の題名。Ebd., S. 14.
- 34) 同じ「反動」でも、「戦士協会」の運動とゲアラッハら旧保守主義者とは、さらに別個の流れを成していたと考えられる。この両者の関係、また「戦士協会」と保守主義結社の関係について、ここでは、「戦士協会」が保守主義結社による連携の申し出を拒否したこと、1849年秋にプロイセンの両院で軍隊に関する議論がなされたとき、軍人出身の議員からなる独自の議員団（トロックスの言葉を用いれば「軍隊党」Militärpartei）が形成されたこと、この二点のみを指摘しておく。Ebd., S. 157, 291. なお、欽定憲法をめぐる以下の叙述は、Schwentker, S. 237f., 240-244, 262, 263ff., 329-331 による。

お わ り に

ドイツ三月革命のすぐれた概観のなかで、W. ジーマンは、「挫折した」革命という表現について次のように述べている。すなわち、このような表現は革命を一つの次元——とくにフランクフルト国民議会——に集約して捉える把握の仕方と分かちがたく結びついており、種々の行動がさまざまなレベルで展開した革命の現実には、このような視角からは理解しえない、と¹⁾。本稿の中心の問題であった「ブルジョア革命」（あるいはむしろ「市民革命」）概念についても、これによって捉えうるものが革命期の諸事件の一部でしかないことは、たとえば民衆の抗議運動についてのガ

イルスの分析を想起しただけでも明らかであろう。「挫折した」革命という理解、あるいは「市民革命」概念を放棄すべきだということではない。むしろその射程をわきまえることによって、このような視角・概念が、史実に即した分析用具としての柔軟性を取り戻しうるのではないかと考えるのである。

もっとも、この点を確認するだけでは無責任であるかもしれない。「ブルジョア革命」論の強みの一つは、それが革命の全体把握を志向するものであり、そしてまた、歴史の巨大な流れのなかに革命を位置づける理論的枠組みを提供するものだったことにある。「市民革命」概念の射程を限定し、また革命の多面的構成を認めるとして、その上で革命全体を見通すための見取り図、革命の歴史的位置を知るための理論装置が求められるのではないだろうか。

前者の見取り図として、本稿では、「制度化された革命」と「自然発生的革命」というランゲヴィーシュによる二つのレベルの設定、そして新旧二種のエリートと民衆というガイルススの三極構造のシェーマを紹介しておいた。私には、そのいずれもがすぐれた着想であり、また相互に矛盾するものではないように思われる。われわれは、これらの見取り図を適宜念頭に置きながら、革命の具体的分析に向かえばよいのではないか。あるいはこのような分析のなかから、さらに新たな見取り図が生まれるかもしれない。ただしその場合、本稿で展開したような革命の「複合的」性格が、常に念頭におかれるべきであろう。

後者の理論装置として、とりあえず私の念頭に浮かぶのは「近代化論」である。1950年代に合州国で現れた「近代化論」については、周知のとおりわが国でも激しい議論があり、「アメリカ的近代」の理想化につながるその進化論的性格が厳しく批判された。しかし、このような批判をふまえつつ、たとえばH-U. ヴェーラーは、近代化論の分析対象を基本的に西洋的近代化の過程に限定したうえで、この過程の分析にとっては「目下のところ、歴史的近代化理論——その観点と概念、命題と成果——が、おそらくはもっとも洗練された分析用具を提供している」と述べている。²⁾

さらに近年ヴェーラーは、ドイツ近代史の包括的叙述の基礎に「近代化論」を置き、1848/49年の革命も、深刻な近代化危機が頂点に達したことの結果として描き出している。経済的（資本主義的組織原理、資本主義的企業の進出）、法制的（19世紀初頭の改革立法とその結果。ただし封建的諸特権のかなりの部分は革命期にいたるまで残存する）、社会的（身分制的秩序の崩壊、階級社会の形成）という三つの側面に分けてドイツにおける近代化の過程を分析した上で、彼は、これら多方面にわたる急速な近代化の引き起こした危機が、三月前期に至って政治システムの危機という最も深刻な危機に流れ込んだと言う。³⁾

歴史分析における「近代化論」の適用については現在でもなお疑問が呈⁴⁾されており、ヴェーラーのような立場は、歴史学者の間ではむしろ少数派に属するかもしれない。「近代化論」をあらためて理論的に検討する用意を私は現在持っておらず、したがって、それに依拠すべきかどうか、残念ながら最終的な判断は留保せざるをえない。ただしおおまかに言って、18世紀後半以降のドイツで、「近代化」という言葉で総括しうるような社会の変化が急速に進行し、それが多方面で矛盾・軋轢を引き起こしていたこと、1848/49年の革命も、このような複合的危機の発露であったということは、事実として確認しうるのではあるまいか。ヴェーラーらの社会構造史の方法に批判的な、より新しい世代に属するガイルスにとっても、「1847-1849年の危機の時代の諸闘争は、

数十年來進行しつつある封建的身分制社会から近代市民社会への転換を背景にするものとして理解されるべきもの」であった。⁶⁾

最後に、近代化の問題と絡めつつ、しばしば忘れられがちなドイツ三月革命の一つの特徴にふれておきたい。その特徴とは、ドイツの革命が、たとえばフランスのそれと比べて激しさを欠くものだったという事実である。1848年3月のベルリンの騒擾は、1789年あるいは1848年のパリのそれに比すべくもない。また、農村の反革命行動について見ても、プロイセン東部諸州のそれはブルターニュやロワール地方のそれに遠く及ばない。⁷⁾

このような相違がなぜ生じたか。当然ながらさまざまな要因を顧慮する必要があるだろうが、ここでは再び遅塚氏に立ち返り、世界システム論を援用しつつ氏が提起していたブルジョア的変革の諸類型に関する仮説に注目しておきたい（本稿I，注12）。そこで遅塚氏は、相対の後進国である合州国とフランスでは、18世紀末までに「革命」によってブルジョア的変革が実現されたが、ドイツ、イタリア、ロシア、日本のような後進国では、それはブルジョア的「改革」によってしか実現しえなかった、と述べている。

ドイツについて遅塚氏は立ち入った議論を展開していないが、周知の通りプロイセンをはじめとするドイツ諸邦では、フランス革命、そしてナポレオンに対する軍事的・政治的敗北をきっかけとして、政府官僚を中心に積極的な近代化政策が進められた。ヴェーラーの言葉を借りれば、この「防衛的近代化」(Defensive Modernisierung)は、「宗教改革期、そして1933年から1949年までの時期の諸変革とのみ比べうる」ような社会の変動をもたらしたのである。⁸⁾遅塚氏の言うブルジョア的「改革」は、とりわけこの時期に始まる。そしてそれは、すでに進行しつつあった近代化の諸現象を強力的に押し進めることにより、一方でさまざまな軋轢を生み出すとともに、他方では近代化に伴う諸問題をかなりの程度解決していた、あるいは「改革」によって解決するという道筋を決定的にしていた、と言ってよいのではないか。1848/49年の革命は、まさにこのような強行的近代化の矛盾の発現であったが、「改革」による変革という既定の路線を変えうるだけの力はそもそも備えていなかった。⁹⁾ドイツの革命が相対的に「穏やか」であったことの一つの理由を、このような歴史的経過のうちに求めることができるのではないだろうか。以上のような仮説を最後に提起して、本稿を閉じることとしたい。

1) Siemann, S. 223.

2) その際彼は、「単一の決定的変数や一元論的説明の試みに代わって、経済発展を組み入れた多変数理論を提起している」点を、この理論の利点としてあげている。『近代化理論と歴史学』（山口・坪郷・高橋訳）未来社、1977年、11、154頁。

3) H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, 2. Bd., München 1987, S. 693f.

4) 柴田三千雄氏は、フランス革命勃発の条件として、1. 既存の支配体制が統合力を失ったこと、2. 大規模な民衆騒擾が発生したこと、3. この事態に対処する能力をもった新しい政治指導集団になりうるものが存在したこと（ブルジョアジーの革命化）、この三つをあげた上で、従来のブルジョア革命論、そして近代化論は、第二の要因を理論構成のうちに十分にとりいれていない、と批判している。柴田『フランス革命』、231頁。しかし、近代化の問題を抜きにして民衆騒擾を捉えることは、これまた不可能であろう。たとえば近代化論批判の文脈で、柴田氏は革命下のキリスト教否定運動（革命を妨げると見なされたカトリック教会に対する民衆の攻撃）にふれ、それが一種のカーニバル、祭りとして展開した点に注目する。氏によればこの運動は、伝統的宗教世界からの民衆の離脱を必ずしも意味するものではなく、「世俗主義は決してストレートな単線的発展では」なかったのである。同上、

177-180, 231頁。この主張は、それ自体としては正しいが、ただしこれのみでは近代化論に対する有効な批判とはなりえない。伝統的民衆文化の残存は、その背後で進行する近代化の事実と矛盾するものではない。たとえば「モラル・エコノミー」に関するトムソンの著名な論文は、“bread-nexus”から“cash-nexus”へという社会の変化について語っている。民衆の「暴動」は、このような変化に対する抵抗の表現であった。E. P. Thompson, *The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century*, in: *Past & Present*, 50 (1971), S. 79.

- 5) 1980年の論文で、統合の危機、正統性の危機、参加の危機という三つの近代化危機への対応として革命を捉えようとしたランゲヴィーシェは、その後、このような「近代化論」的立場から離れている。D. Langewiesche, *Republik, konstitutionelle Monarchie und "Soziale Frage". Grundprobleme der deutschen Revolution von 1848/49*, *Historische Zeitschrift* 230 (1980), S. 529f. 氏の現在の立場については、ベルリンで直接話をうかがう機会を得た(1994年10月17日)。一方、「近代化理論」を積極的に援用しつつ、従来しばしばドイツ社会の抱える「前工業的負荷」との関わりで捉えられてきたナチズムを、「近代」それ自体の病理現象として理解しようという立場が近年有力になりつつある。たとえば、M. Prinz/R. Zitelmann(Hg.), *Nationalsozialismus und Modernisierung*, Dramstadt 1991(1994年に刊行された同書の第2版には、M. Prinzによるあとがきが追加されている。これは、近代化とナチズムをめぐるこの間の論争の経緯を知る上で有用である)。

なお、「近代化論」の適用について、社会学者は一般により積極的である。たとえば日本の近代史に「近代化論」を適用しようとした試みとして、富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社(学術文庫)、1990年。また、「近代化論」についての最新の考察として、D. Rucht, *Modernisierung und neue soziale Bewegungen*, Frankfurt/New York 1994, Kap. 1 u. 2.

- 6) Gailus, S. 514. さらに、S. 59 (Anm. 89)。なおガイルスは、1847-49年の社会的抗議の歴史的位置を、「市民的、工業・資本主義的社会が完全に貫徹する歴史の入り口における、前工業的・反資本主義的目標設定の上に立つ広範な民衆諸階層の最後の大反乱」と規定している。Ebd., S. 516.
- 7) Ebd., S. 431.
- 8) Wehler, S. 345f.
- 9) 主に革命陣営の抱える問題、その「弱さ」に注目しつつ革命の「挫折」を説明してきた旧来の研究に対して、そもそも反革命の側が圧倒的に強力であったという事実が、現在ではより前面に押し出されてきている。Vgl. Ebd., S. 771-774.

本稿は、平成5年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)、ならびに立命館創始120年・学園創立90周年記念研究奨励基金(1993年度)による研究成果の一部である。